

# 共産党要望項目一覧

平成27年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【国民無視の安倍政権の暴走政治ストップ、急がれる6つの転換】</p>	
<p>1. 税制は、所得に応じた応能負担が原則であり、低所得者や中小企業に重い負担となる消費税は本来の税制にも景気回復にも逆行する。消費税10%増税は、先送りではなくきっぱり中止を求めること。</p>	<p>国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない課題であり、平成29年4月の消費税率10%への引上げに向けて、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させる施策に取り組むべきことを、全国知事会等を通じて要請しているところであり、消費税増税の中止を求めるつもりはない。</p>
<p>2. 日本経済の主役の国民所得・消費を支えてこそ景気回復の道である。一部の大企業を潤わせ、格差を広げるばかりの「アベノミクス」の中止を求めること。</p>	<p>アベノミクスの効果は、現時点では一部の産業や大企業に留まり、地方や中小企業までは十分に波及していないと考えているが、国の平成27年度予算案では、地方を重視した地方創生への積極的な取組みが示されていることから、県としてはこれらを活用しつつ、経済効果を県内に広く波及させるよう、様々な施策を展開していく。</p>
<p>3. 今年は戦後70年。日本の戦争の加害責任に改めて世界が注目することとなる。戦争の反省を世界に誓った憲法9条を生かした平和外交こそが求められている。海外で戦争をする国に変える「集団的自衛権」の閣議決定の撤回と法制化等の中止、秘密保護法廃止を求めること。また今年は被ばく70周年。過去の反省なく、「武器輸出三原則」を投げ捨て武器輸出を拡大する新「原則」の撤回を求めること。歴史認識をゆがめ、日本の戦争を正当化する行為や首相や閣僚の靖国参拝を中止し、慰安婦への謝罪と賠償を求めること。</p>	<p>「集団的自衛権」、「防衛装備移転三原則」など防衛に関することは国の専権事項であり、国政の場において十分に議論し、責任を持って判断すべきものである。</p> <p>特定秘密保護法廃止については、国の専権事項であり、廃止を求める考えはないが、県議会の「特定秘密保護法の慎重な執行を求める意見書（平成25年12月17日）」の趣旨に沿って運用状況について注視していく。</p> <p>なお、日本政府は、平成3年12月以降に調査を行い、平成5年の河野洋平官房長官談話において、この問題は当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとして、心からのお詫びと反省の気持ちを表明し、以降、機会ある毎に元慰安婦の方々に対するお詫びと反省の気持ちを表明している。</p> <p>また、日本政府の全額負担により、平成7年に財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」が設立され、元慰安婦の方々に対する償いの事業が行われてきた。 (事業終了に伴い、平成18年度をもって解散)</p> <p>【償い事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民からの募金による「償い金」</li> <li>・政府予算からの医療・福祉支援事業</li> <li>・内閣総理大臣のお詫びの手紙 等</li> </ul>
<p>4. 福島原発事故は人類と原発は共存できないことを示し、全原発停止中でも電力不足は起きていない。原発再稼働の中止を求めること。</p>	<p>国に対し、再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判断を行うことを強く要望している。</p> <p>※H27年1月9日、H26年11月20日、7月28日、7月9日、H25年12月18日・19日ほか 国要望望</p>
<p>5. 名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院沖縄小選挙区</p>	<p>普天間基地移設問題は防衛、外交に関わる国の専権事項であり、国政の場において十分に議論し、</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>は、すべて新基地建設反対の候補が当選し、新基地建設ノ一の審判が下った。米軍基地再編強化は、鳥取県の近隣の岩国基地強化も含まれ、鳥取県の米軍低空飛行拡大にもつながる全国民的課題である。沖縄新基地建設、米軍再編計画に反対すること。</p>	<p>責任を持って判断すべきものである。</p>
<p>6. 衆議院選挙では、「政治と金」が大問題となった。政治腐敗の根源となっている、「企業団体献金」及び、「政党助成金」の廃止を求めること。</p>	<p>国政に関することであり、特段の対応は考えていない</p>
<p><b>【労働・雇用】</b></p>	
<p>1. 安倍政権は、「世界一企業が活動しやすい国づくり」をかかげ、解雇自由の「限定正社員制度」、使い捨て労働を広げる「派遣労働補法改定」、残業代ゼロの「裁量労働制の拡大」や「ホワイトカラーエグゼンプション」等、労働法制を規制緩和し、人間らしく働くルールを破壊しようとしている。反対すること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。</p>
<p>2. 長時間労働の是正（残業は年間360時間以内の大臣告示の法制化、36協定の「特別条項」の廃止、残業割り増し率を25%から50%増、深夜・休日は100%へ、連続休息时间11時間確保）、労働条件の情報公開、パワハラ防止等の、「ブラック企業」規制法の制定を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。</p>
<p>3. 悪質な企業名を公表し、不払い残業代を2倍とする「サービス残業根絶法」制定を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。</p>
<p>4. 「整理解雇4要件」（人員削減の必要性、解雇撤回努力義務、人選の合理性、解雇手続きの妥当性）は裁判の判例に留まっている。これを明文化した「解雇規制法」を制定し、一方的な解雇を規制し雇用を守ること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。</p>
<p>5. 事業所の閉鎖、移転、縮小の際に自治体と協議する仕組み「リストラアセスメント制度」の創設を求めること。</p>	<p>事業所閉鎖等により相当数の離職者が発生する場合は、雇用対策法の規定により、事業主は「再就職援助計画」又は「大量雇用変動届」をハローワークに提出することとなっている。なお県は、上記の提出の有無に関わらず、大量の離職者が発生することを把握した場合、事業主に対して直ちに実態を明らかにするよう求めるほか、緊急雇用対策会議を開催して労働局や商工団体等と情報共有し、離職者の再就職支援を実施しているところであり、今後も引き続き同様の対応を取ることとしている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
6. 有給休暇は、現行最低10日を欧米並の20日とし、有給の傷病・看護休暇制度の創設を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。
7. 欧米のように、有期雇用は臨時的・一時的で合理的理由の有る場合に限定し、正社員との均等待遇を保障し、正社員が当たり前となる法改正を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。
8. 企業の指揮や命令を受けて仕事をしているのに、「個人請負」契約として、社会保険など労働者としての権利を奪う脱法行為「名ばかり個人事業主」が増えているが、厳しく取り締まること。特に建設・土木関係で事案が発生しており、県が労働者に聞き取り実態調査すること。	県相談窓口では「名ばかり個人事業主」に関する相談はなく状況を把握していないが、労働局からも情報を求めたい。 建設・土木関係に係る御指摘の点について、労働局や日本年金機構といった関係機関に伝えるとともに、施工体制調査等の現場実態調査で名ばかり個人事業主といった事案が疑われる事実を把握した場合には、当該関係機関に通報する。
9. 鳥取県の最低賃金は677円であり、年間200万円にもならず、これでは安定した生活や将来に希望をもつことができない。最低賃金の引き上げを求めること。	最低賃金法に基づく最低賃金の決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であり、要望があったことについては労働局に伝えたい。
10. 「同一労働同一賃金」の徹底で、男女間の賃金差別の解消を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。
11. 「有期・パート労働者」に対して、正社員の募集時には応募機会を優先的に与え、短期の雇用契約の繰り返しを期間の定めのない雇用契約と見なした判例を法制化し、正社員への道を開くこと。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。
12. 男女雇用機会均等法の間接差別は、3例の限定列挙にとどめず、条件なしの全面禁止を明記するよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。
13. 失業給付期間の延長、給付水準の引き上げ、支給要件の加入期間の短縮、退職理由による給付差別をなくすなど、失業者対策の抜本的改善を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。
14. 企業立地補助金は、正社員化の度合いや均等待遇等の実施状況を重要な判断基準とするよう、企業立地条例を改正すること。	より質の高い雇用を確保するため、「著しい雇用の増加」及び「特に著しい雇用の増加」に係る補助率加算を適用する場合は、正規雇用の割合が5割以上となる場合のみ適用する企業立地補助金制度の改正を、当初予算において検討している。 ・企業立地事業補助金 1,421,839千円
15. 正規雇用補助金を受け取った企業が、一定期間を過ぎたら労働者を解雇したり、辞職に追い込んでいるとの話を	正規雇用奨励金制度については、雇入れした日から起算し1年6ヶ月を経過する日以前に事業主都合で解雇した場合は、奨励金の支給決定を取り消し返還させることとしている。また奨励金を受け取

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>聞く。解雇を禁止する期間を今以上に延長（企業立地補助金と同様に7年か10年程度）し、事業閉鎖や極端な営業不振がないのに労働者を解雇していた場合は、補助金返還を求める明確なルールをつくること。離職した労働者から県が直接聞き取りをすること。</p>	<p>った企業には、企業立地等事業助成条例の規定により、7年又は10年間、毎年、正規雇用者を含む常時雇用労働者数を県に報告する義務を課している。</p> <p>奨励金制度は県外企業の新規立地や県内企業の新増設のインセンティブとなっていることから、解雇制限期間の延長が与える影響を十分考慮する必要があるため、今後慎重に検討・判断していく。</p> <p>また、離職された労働者からの聞き取りについては、ハローワーク等関係機関とも連携しながら対応し、実態の把握に努めていく。</p>
<p>16. 県の失業者緊急避難の住宅戸数を増やすこと。</p>	<p>離職者向けの住宅には、建替え等のため政策的に空き家としている県営住宅を提供し、目的外使用許可をしているが、離職者から入居希望があれば全て対応できており、戸数が不足している状況にはない。</p>
<p>17. 高卒も含めた新卒未就職者は、学校・教育委員会と協力して、就職支援を継続的に行うこと。</p>	<p>新卒者及び新卒未就職者の就職支援については、県、県教育委員会、労働局、労働団体、商工団体等で構成する「新卒者就職応援本部」を立ち上げ、連携した取組みを進めている。</p> <p>また、若者仕事ぶらざで実施している就職基礎講座及びそれに職場体験を組み込んだ就職講習に、就職後の定着支援などを組み合わせた一貫支援の実施を、2月補正予算及び当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】若年者就職・定着一貫支援事業 19,890千円</li> <li>・若年者就業支援事業 79,988千円</li> </ul>
<p>18. 公契約条例制定で、「官製ワーキングプア」をなくすこと。</p>	<p>公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性などについての問題点があり、むしろ国が法律によって制度化すべきものであり、国で制度設計をきちんとしていただくことが適当と考えている。</p> <p>また、平成21年には県議会で公契約法の制定を国に求めて意見書が採択されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き国や他の地方自治体の動向を注視していきたい。</p>
<p>【医療・健康】</p>	
<p>1. 「医療介護総合法」による「地域医療構想」や、2015年通常国会提出予定の「医療保険改革」法案による「医療費適正化計画」見直し、また「国保の都道府県単位化」による医療費抑制と保険料引き上げをセットにした、病床削減・患者追い出しをしないこと。療養病床削減計画をストップするよう求めること。</p>	<p>医療介護総合確保促進法の制定に伴う医療法の改正により、稼働していない病床の削減等について県に一定の権限が付与されたが、医療提供体制については従来から関係者としてしっかりと協議をしながら進めてきたところであり、地域医療構想の策定に当たっても、関係機関と協議の場を設け、十分にコミュニケーションをとりながら、しっかりと意見調整をして地域の実情にあったものにしていきたい。</p>
<p>2. 2015年「医療保険改革」法案で、「患者申し出療養制度」を導入し、国内未承認薬や承認済み治療法の目的外使用などの広範な保険外治療を広げること、治療の安全性を損ない、財政力による治療の格差を広げることになるため、反対すること。</p>	<p>2015年「医療保険改革」法案において、「患者申し出療養制度」を導入し、国内未承認薬や承認済み治療法の目的外使用などの広範な保険外治療を広げることについては、国が指定する臨床研究中核病院と患者を診察する地域の医療機関が連携協力を図りながら、患者からの申出により診療できる体制を構築するとされており、制度の実施を注視したい。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>3. 医療法人と社会福祉法人を統合した「非営利ホールディングカンパニー型（持ち株会社）法人を可能とする医療法人改革は、株式会社への出資も認めるなど、大企業参入や営利目的に利用するものであり、反対すること。</p>	<p>非営利ホールディングカンパニー型法人制度の導入については、医療機能の分化及び連携を図るための方策として、現在国で検討されているものであり、その経過を見守りたい。</p>
<p>4. 75歳以上の後期高齢者医療は、保険料「特例軽減」措置廃止に反対すること。窓口負担引き上げ法案に反対し、「現役並所得者」も含めてせめて1割とするよう求めること。もとの老人保険制度にもどすよう求めること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に引き下げられているものであり、見直しについて反対することは考えていない。</p> <p>また、窓口負担の引き上げに反対することや現役並所得者の負担を1割に引き下げることは、国において受益と負担の観点から決定されるもので、県として国に求めることは考えていない。</p> <p>さらに、後期高齢者医療制度については、医療費の増大などに対応し、将来にわたり国民皆保険の堅持と持続可能な医療制度にするための必要な制度であると考えており、本県として老人保健制度に戻す等の要望は考えていない。</p>
<p>5. 70～74歳の窓口負担を2割から元の1割にもどすよう求めること。</p>	<p>70歳から74歳の患者負担は法定2割とされているところ、高齢者医療制度の円滑な導入のため、特例でこれまで1割とされていたものであり、このたびの改正はこれを段階的に本来の負担とするものであり、中止することを国に求めることは考えていない。</p>
<p>6. 一般・精神・65歳未満の療養病床の入院給食費を、65歳以上に合わせて260円から460円に引き上げることに反対すること。</p>	<p>入院時の食事代については、入院と在宅医療の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めるものであり、県として引き上げに反対することは考えていない。</p>
<p>7. 国民健康保険制度</p>	
<p>①国保に対する国の責任を放棄させ、県・市町村に保険料引き上げを競わせる「国保の都道府県単位化」に反対すること。削減された国の負担を元の50%にもどすなど、国の財政支援の強化を求めること。「財政共同安定化事業」は、市町村負担が現状より増えないよう手立てをとること。</p>	<p>社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律（プログラム法）が、平成25年12月に可決され、平成27年通常国会に国保の都道府県化を含む改革法案の提出を目指すこととされた。これを受けて国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議が昨年1月から行われており、現在も議論を行っているところ。</p> <p>国が地方の意見を十分に聴き、高齢化、低所得者の増加といった国保の構造的な問題への方策が示されるのであれば、国保制度の抜本的な改革の必要性に異存はなく、現時点で都道府県化に反対することは考えていない。</p> <p>また、国に対しては毎年度、国庫負担の引上げなど、国民健康保険制度の構造的な問題への対応を要望しており、本年度も1月9日に要望を行ったところである。</p> <p>さらに、国民健康保険法の一部改正により、平成27年度から保険財政共同安定化事業の事業対象が、現在のレセプト1件30万円超の医療費から全医療費に拡大されるが、それに伴い、拠出超過となる市町村に対しては都道府県調整交付金による財政支援を行い激変緩和を行うこととしている。</p>
<p>②保険料が高くて払えない世帯が約13%に広がっており、国保料引き下げのため県独自の財政支援を行うこと。</p>	<p>国保事業は市町村が保険者として責任を持って運営されている。県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
<p>③県特別医療助成実施による、国の減額措置（ペナルティ</p>	<p>特別医療費の助成は、不必要な受診の機会を増やすものではなく、乳幼児を始め生活弱者等、真に</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>一) の中止を求めること。また減額分は全て市町村にかかっているが、特別医療は県と市町村の共同事業であり、県が半分支援すること。これによって特別医療助成の拡大が図りやすくなる。</p>	<p>医療を必要とする者が医療を受けやすくする制度と認識している。このため、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すよう、従来から国に要望しており、本年度も1月9日に要望を行ったところである。</p> <p>ただし、医療費の3割部分は本人負担を除き県・市町村で折半するが、残りは保険給付で賄われており、国保事業については市町村が保険者として責任を持って運営され、県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っていることから、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
<p>④保険料滞納者への保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条の改正で、いったん窓口全額負担となる「資格証明書」の発行中止を求めること。保険証の留め置きをやめるよう市町村を指導すること。</p>	<p>被保険者資格証明書の交付は、国民健康保険制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付してもらうための仕組みとして法定されているものである。</p> <p>市町村は、被保険者資格証明書の交付に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めており、県では、引き続き市町村に対し適切に運用するよう助言していく。</p> <p>また、短期被保険者証の交付については、世帯主と直接面会できる収納の貴重な機会と捉えているが、一方で、世帯主が窓口で納付相談に来ないことにより、短期被保険者証を窓口で長期間留保することは望ましくないため、被保険者の手元に届くよう電話連絡、家庭訪問を行うなど、適切な取り組みを行うよう助言していく。</p>
<p>⑤鳥取市が、国保料滞納者に対して、人間ドックを受けさせない等のペナルティを課しているが、健康悪化で医療費負担増となり、問題解決に逆行する。やめるよう指導すること。滞納者への機械的差押えは中止し、貧困世帯への滞納処分を停止すること。負担を増やすばかりで問題解決につながらない延滞金の徴収は、中止するか、せめて分納者への徴収はやめること。</p>	<p>国保が行う人間ドックなどの任意の保健事業は保険料により賄われることから、被保険者の合意により事業は実施されるものであり、人間ドックを受ける条件について保険者（市）を指導することは考えていない。（特定健康診査は保険料の未納があっても受診できる。）</p> <p>滞納処分は、負担の公平性確保の観点から必要と考えている。市町村は、滞納処分に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めており、県では、引き続き市町村に対し、滞納処分を適切に行うよう助言していく。</p> <p>延滞金は、保険料を納期限までに納めてもらうために必要な制度と考えており、一律に延滞金を徴収しないことを市町村に指導することは考えていない。</p>
<p>⑥災害・失業以外で急激な収入減となった場合も、国保料減免の対象とすること。応益割偏重の是正、住民の生活実態を反映しない「所得割」の「旧ただし書き方式」の見直し、固定資産税を根拠に低所得者に負担を強いる「資産割」の撤廃を求めること。</p>	<p>保険料（税）の減免は、特別な理由により、納付が困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものである。保険料（税）は、市町村が国保財政を考慮した中で考えられるべきものであり、県として市町村に保険料（税）の減免の拡大を求めることは考えていない。</p> <p>保険料の賦課は応能負担と応益負担とから構成されており、国民健康保険法施行令でそれぞれ50%の標準割合が示されているところであり、受益に応じた負担も必要と考えており是正を求めていることは考えていない。なお、応益負担については、所得に応じて7・5・2割の軽減措置が設けられている。</p> <p>保険料の所得割額の算定は、総所得金額から基礎控除のみ差し引いた「旧ただし書き方式」が原則とされているが、これは、所得の低い方が多いといわれる国保では、各種所得控除後の所得で算定すると、所得割額を賦課される者が極めて少数となるため、他の社会保険の保険料体系との均衡等の理由から行われているものであり、負担の公平の観点から旧ただし書き方式の見直しを求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>国民健康保険では、応能負担、応益負担を具体的に実現するため、「所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額」のうち、「資産割額」を含む方式と含まない方式の何れかを選択できる。「資産割額」は、同じ応能負担の「所得割額」を補完する役割があり、市町村は実情に応じて何れかの方式を選ぶことができるので、制度の撤廃を求めることは考えていない。</p>
<p>⑦国保法44条にもとづく窓口負担の減免措置は、対象の拡大を求めること。対象拡大のための県の独自支援をすること。</p>	<p>医療費の一部負担金の減免は、特別な理由により、生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、国は収入減少の認定基準を通知により示しているが、現段階で国にさらなる認定基準の拡大を求めることは考えていない。</p> <p>また、国保事業は市町村が保険者として責任を持って運営されているものである。県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
<p>8. 中小企業の労働者が加入する協会けんぽの国庫補助率は、本来の補助率範囲最大の20%に引き上げるよう求めること。</p>	<p>協会けんぽの加入者の保険料負担率は7.2%と組合健保の5.0%や共済組合の4.9%と比べて、加入者の負担が大きくなっている。</p> <p>このような状況の中で、協会けんぽへの国庫負担は健康保険法本則水準で16.4%から20%であるが、現在は16.4%が適用されている。</p> <p>皆保険制度が維持されるよう、協会けんぽも含めた医療保険制度への国の財政負担のあり方について十分検討される必要があると認識しているが、直接には協会けんぽを所管する国が判断すべきことと考える</p>
<p>9. 高額療養費制度の受領委任払い制度は、70歳未満の入院費だけでなく、通院にも導入をすること。限度額を月ごとから治療ごとにあらため、月をまたぐと適用されない矛盾を解決すること。</p>	<p>平成24年4月から外来における現物給付化(限度額認定証により医療機関の窓口での支払いが高額療養費の限度額までとされた)が実施され、被保険者の負担の軽減を図られたところである。</p> <p>高額療養費は月ごとの負担限度額を超えた部分が対象となるが、月々で見ると高額療養費の負担限度額に達しないが、月をまたいで長期間で見ると負担が重くなる場合等がある。国においてもその課題を議論しているところであり、県はその状況を注視していきたい。</p>
<p>10. 無料低額診療事業の院外薬局への適用を求めること。県独自の支援を行うこと。</p>	<p>無料低額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備で不十分な昭和26年当時に導入された制度であることから、時代にそぐわない面もある。</p> <p>その後、国民皆保険制度の成立や生活困窮者に対する保険料減免の仕組みなど、公的医療保険制度が充実してきた結果、当該事業によらなくても対応が可能となってきている。</p> <p>そもそも当該制度は、国独自の制度であることから、低所得者に対する医療の支援策については、まずは、国において社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものと考えており、院外処方における薬代を当該事業に含めることについて、国への要望は考えていない。また、県独自の支援策も考えていない。</p>
<p>11. 歯科技工士や歯科衛生士の役割が適正に診療報酬に反映していないことや、入れ歯の診療報酬が減額となり、歯科技工所の経営難や後継者確保に困難(離職がある)を来している。改善を求めること。</p>	<p>近年(平成24年、26年)の診療報酬改定において、歯科に係る診療報酬は概ね減額になっていないと考えているが、診療報酬の決定は国において行われるものであることから、県としては、適正な歯科診療が確保されるよう、国の動向を注視していきたい。</p>
<p>12. 産科医療補償制度は、利用が少なく保険料が減額とな</p>	<p>産科医療補償制度については、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営を行っており、運営主体</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>ったが、そもそも補償対象が狭く、分娩時の事故で小児まひになった場合に限定されている。対象拡大を求めること。</p>	<p>において検討していただきたい。</p>
<p>13. がんが死因の上位であるにもかかわらず、国ががん検診への国庫補助を打ち切ったままとしている。復活を求め、県も支援して、負担軽減で受診率向上をはかること。</p>	<p>がん検診について、受診率の向上のために要する経費については、平成10年度から地方交付税で措置されているところである。 また、国の補助事業（市町村への直接補助）で、特定のがんについて、一定の年齢の者や検診未受診者に対して検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を配布する事業があり、この一層の活用を促進していきたい。</p>
<p>14. 保険診療は消費税非課税であるにもかかわらず、医薬品などには消費税が課税され、医療機関の負担となっている。保険診療はゼロ税率を適用し、医薬品にかかった消費税は還付されるよう求めること。</p>	<p>社会保険診療報酬は非課税であり、診療報酬の増額改定で医療機関等の仕入れに係る消費税の全てをカバーできていると言えず、一部は医療機関等が負担している現状にある。 県としては、医療機関等が適正な医療を永続的に提供できるような税制、診療報酬制度について、国において検討していただきたいと考える。</p>
<p>15. 2015年10月実施の社会保障共通番号マイナンバー制度は、社会保障や税の情報を一元化することで、「負担に対して利用が多い」などと、社会保障制度を自己責任にすり替えるものである。実施していたイギリスでは情報漏えいが問題となり廃止された。実施中止と廃止を求めること。</p>	<p>マイナンバー制度は、行政事務の効率化、各種手続の簡素化による負担の軽減など国民の利便性向上、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として国が全国統一的に導入を進めているものである。 制度面とシステム面の両方から個人情報保護のためのさまざまな措置が講じられており、安心・安全な制度として導入されるものと思料している。</p>
<p>16. 県立病院の救急医療で、待機患者に負担を強いる「トリアージ料」の徴収はやめること。</p>	<p>トリアージ実施料は、夜間・休日に来院された重症から軽症までの様々な状態の救急患者に対し、専任の医療スタッフが患者の状態を評価し、診療の優先順位付けを行った場合に算定できる診療報酬制度であり、夜間・休日という人員を含め限られた医療環境の中での的確な医療を行うために必要な対応と考えているので、適切な運用のもとに引き続き算定を行っていく。</p>
<p>17. 医師不足解決のため、鳥取大学医学部の定員を更に増やすよう求めること。また、特に、産科、小児科、救急医療、透析医療の医師が不足しており、公的支援・診療報酬を抜本的に強化するよう求めること。</p>	<p>鳥大医学部については、これまでも定員増の要望をしてきており、それを受けて数度にわたって定員増をしてきていただいているところである。また、産科、小児科、救急科等の医師を養成するため、引き続き臨床研修資金貸付金や医師養成確保奨学金等により医師の増員に努めているとともに、腎臓内科などに医師を誘導する措置について国に要望するなど、県内の医療体制の充実に向け努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県地域医療再生基金事業（鳥取県臨床研修医研修資金貸付事業） 26,400千円</li> <li>・鳥取県地域医療再生基金事業等（医師養成確保奨学金） 252,120千円</li> </ul>
<p>18. 三朝医療センターは更なる医療体制の削減が懸念されている。外来医療体制の維持・充実と、入院機能回復に向け、地球物理学研究センターとの温泉療養研究を促進するよう働きかけ、絶対に体制を後退させないこと。</p>	<p>平成26年12月25日に、三朝医療センターのあり方に関するワーキンググループが開催され、平成23年の提言について、その履行を求めたところである。引き続きワーキンググループへの参加を通じて提言の実現を働きかけていく。</p>
<p>《県栄養士会》</p>	
<p>1. 生活習慣病予防のための栄養改善事業（①栄養ケア・</p>	<p>栄養士会や食生活改善推進員連絡協議会と連携した地域での栄養教室や食育教室の開催など、日々</p>



要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
ステーション（個別栄養相談）、②栄養教室、③啓発普及媒体作成、④事業打ち合わせ）の予算確保と増額を。	の食生活の大切さを普及啓発するとともに、生活習慣病等の総合的な予防のため、先進的な栄養改善の取り組みを行う講師による栄養士等を対象にした減塩教室スキルアップ研修会を実施している。 ・栄養改善指導事業 3, 992千円 ・食育地域ネットワーク強化事業 1, 959千円 ・「食の応援団」支援事業 4, 662千円
2. 子どものための食育教室事業（①食育講座「おやつにも野菜を」、②啓発普及媒体作成費）の予算確保と増額を。消費税が増税されたため、経費がかかるようになっており、増額が必要である。	子どものための食育事業は、栄養士会からの要望等をもとに、健康づくり文化創造プランや食育プランの達成に必要な事業を総合的に勘案したうえで必要な事業を実施している。 ・食の応援団支援事業（栄養士会への補助金） 2, 602千円
<b>【年金】</b>	
1. 「特例水準の解消」を理由にした合計1. 7%の年金削減に悲鳴が上がっている。更に今年、物価下落時の「マクロ経済スライド」の発動や、支給開始年齢の引上げなどが検討されているが、これ以上の年金削減は中止するよう求めること。消費税10%増税を前提にせず、年金支給要件を25年から10年に短縮するよう求めること。最低保障年金制度の創設を求めること。約130兆円の年金積立金の株式運用は危険であり、中止を求めること。	年金の制度改革や積立金の運用については、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討されるべきものと考えており、国に要望することは考えていない。
<b>【介護・高齢者】</b>	
1. 介護保険制度 老老介護で疲れた高齢者の無理心中や高齢者の「孤独死」など痛ましい事件が後を絶たない。“保険あって介護なし”の事態を解決することは急務である。	
①医療・介護総合法により、要介護3以下の高齢者を特別養護老人ホーム入居基準から外さないこと。特養ホームや小規模多機能施設等の施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者と「介護難民」を解消すること。	要介護1, 2の者に関しても、認知症や家族による虐待など、在宅生活が困難な事由がある場合は、特列入所として、今後も特養入所が可能である。また、特養の施設整備等は、介護保険料に大きく影響を与えるため、市町村の介護保険事業計画の中で、検討されるものとする。 なお、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの建設が進み、自宅で入所を待つ者は減少傾向にある。
②要支援者への訪問・通所介護は、これまで通り専門サービスが受けられるようにすること。市町村事業の単価を引き下げないこと。希望者は全員介護認定を受けられるようにすること。	要支援者への介護予防訪問・通所介護サービスが市町村事業となった後も、専門サービスが必要な方は、引き続き専門サービスを受けることが可能である。また、市町村事業の単価は、市町村において、地域の実態等を踏まえて定められる。また、要介護認定を希望する方は、認定申請ができる。
③施設居住費や食事代の負担増をやめること。	公平性の観点から資産のある者や一定以上の年金を受ける者の方について、負担が増すものであ

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	る。
④低所得者に対する保険料・利用料軽減のため、県が独自支援すること。	介護保険制度上、低所得高齢者への配慮が制度化されており、県独自の支援制度を設ける考えはない。
⑤介護報酬の引き下げに反対すること。職員の処遇改善加算をしても、介護報酬を引き下げれば、処遇改善にもつながらない。また県も処遇改善に支援をすること。	このたびの介護報酬改定閣議決定により、2.27%の報酬切り下げとなったが、これは介護事業所の経営実態調査等を踏まえ、方針が定められたものであり、反対することは考えていない。 また、適切に処遇改善加算が行われれば、処遇改善、介護人材の確保に繋がるものと考えており、県としては、処遇改善が適切に実施されるよう事業者を指導していく。
⑥財政制度審議会で検討されている、「要介護1」の生活援助の保険外し、利用料引き上げ、ケアプラン有料化、特養ホームの相部屋入所者からの居住費徴収を、実施しないよう求めること。	これらは財政制度等審議会財政制度分科会で検討されているが、いずれも今後増大する介護ニーズに対し、限られた介護保険財源の中で介護保険制度を維持しようとする観点からの論点であり、議論の内容を注視したい。
⑦24時間定期巡回・随時対応訪問介護看護サービスの普及促進のため、報酬や人員体制強化に対する支援をすること。	今後年度内に公表される設備、人員要件、介護報酬の設定状況を踏まえ、県としてサービスの普及を進めていく。
⑧介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象とし、手続きのための「認定書」や「申請書」を、各個人に送付し、手続きがしやすいようにすること。	要介護認定と障がい認定は異なる制度であり、判断基準が異なるものである。なお、介護認定を受け、障がい者控除の対象相当の者に対しては、各市町村において「障がい者控除対象者認定書」を交付するなど対応されているので、手続等については、各市町村に確認していただきたい。
2. 政府は「高齢者住まい法」を改定し、「サービス付き高齢者向け住宅」の建設を推進しているが、月15～20万円程度負担できる人に限られている。低所得・低年金の人も含めて利用できる「軽費老人ホーム」の増設を求めること。	軽費老人ホームについては、現状としてほぼ需要を満たしているため、新規の整備は考えていません。
3. 県も支援し、地域福祉の取組が広がっているが、継続実施には県の支援は欠かせない。事業がやられている途中で、県の支援を減額や廃止しないこと。	地域における支え合い、助け合いである「支え愛活動」に取り組む市町村、NPO法人、ボランティア団体、住民組織等の立ち上げ及び継続的な取組に対し支援することを当初予算において検討している。 ・とっとり支え愛体制づくり事業 25,383千円
4. 配食サービスは、最低毎日1回は実施できるよう、実施の助成支援をし、利用者負担軽減をはかること。	配食サービスは、地域の実情に応じて市町村事業として実施されるものであり、県が助成することは考えていない。
5. 住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施すること。	保険者である市町村が考えられることであり、県としては、特段の対応は考えていない。
<b>【障がい児・者、難病】</b>	
1. 障害者総合支援法の応益負担は速やかに廃止し、利用料や入院時食費等の自己負担制度の廃止を求めること。本人所得のみの収入認定とし、障がい者の親・兄弟などの扶	平成24年から応益負担を原則とすることが明確化されており、平成25年12月においても、障害福祉サービス利用者の93.4%が無料でサービスを利用していることから、利用料を無料にすることを国に求めることは考えていない。また、利用料負担については、障害者総合支援法の規定に基

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
養義務をなくすよう求めること。	づき、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断されている。
2. グループホーム・ケアホームが一元化された。報酬体系は、夜勤と宿直という支援者側の勤務体制により単価に差がついたが、2014年度末まで経過措置がとられている。手厚い支援の必要な人が安心して地域で暮らせるよう、基本報酬の大幅引き上げを求めること。	手厚い支援の必要な人が安心して地域で暮らせるよう、国に対して十分な支援が行える報酬の設定を要望している。
3. 県の特別医療制度は、元の無料に戻し、低所得者への入院給食費の軽減をはかること。	特別医療対象者（障がい者）の一部負担金は、特別医療費助成制度が安定し、持続可能な制度となるよう、平成20年4月に導入されたものであり、導入にあたっては市町村民税「本人」非課税者に係る一部負担金の月額負担上限額を通常の助成対象者の半額に軽減し、低所得者に対して既に一定の配慮を行っているため、これ以上の負担軽減は考えていない。 ・特別医療費助成事業費 1,556,352千円
4. 障がい確立していない子どもたちを含めて、必要な時に身近な地域で、療育を受けられるよう、施設整備をすること。契約制度をやめ応益負担をなくし、公的責任で適切な福祉サービスができるよう国に求めること。	現在、圏域ごとに県立の療育機関（鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター）を設置しており、今以上の施設整備は考えていない。 また、平成24年から応能負担を原則とすることが明確化されており、平成25年12月においても、障害福祉サービス利用者の93.4%が無料でサービスを利用している。このことを鑑み、利用料を無料にすることを国に求めることは考えていない。
5. 2015年4月から開始予定の「子ども子育て支援新制度」のもとでの障がい児の保育所入所の保障をすること。	保育所への入園は、市町村が保護者の就労状況や家庭環境及び受入施設の状況等を総合的に判断して利用可能な施設に要請するものであり、児童福祉法第24条に規定されている「市町村の保育の実施義務」において、各市町村で子どもの保育を保障すべきものであることから、県として特段の対応をすることは考えていない。
6. 放課後デイサービスは専門性のある正規の指導員の配置が可能となるよう支援すること。	放課後等デイサービスの指導員のあり方については、現在、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討されているところであり、今後の国の動向を注視したい。
7. 県立中央病院の新築に伴って、鳥取療育園の増改築も行われる予定である。ところが、隣接する鳥取養護学校の改修が除外されているため、災害時には、重複障がい児を上階から抱えて避難するような状況になっている。実態を聞き取り、鳥取養護学校もセットで改修すること。	鳥取養護学校においては、避難訓練により、避難経路や避難方法の確認を行うなど児童生徒の安全確保に努めているところである。現校舎におけるスロープ設置はスペース的に困難な面があるが、中央病院改築に伴う鳥取療育園の移転跡地利用を図る中で検討していきたい。
8. 盲学校が東部しかなく、小学生から東部の寄宿舎に入るのは精神的にも負担が重い。西部にも、盲学校をつくること。	通学が困難な児童・生徒のために、寄宿舎を設置し、運営のための必要な人員を配置しているところであり、西部に盲学校を設置することは考えていない。なお、皆生養護学校内に「西部地区視覚障がい教育支援センターきらら」を設置して、視覚障がいや見え方などに関する相談支援を行っているところである。
9. 特別支援学級、盲聾学校など特別な支援を必要とする児童生徒の教育を受ける機会を保障するため、専門性の高	これまでも児童生徒の状況などを踏まえた教員配置を行うとともに、可能な限り教員の意向に配慮した人事異動を行っているところである。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
い教員配置、加配の対応をすること。人事異動について教師の意向も聞きながら短期異動が繰り返されることのないよう配慮し実行すること。	
10. 障がい児の通級指導教室への送迎を支援すること。中学校の通級指導教室を増設すること。	<p>通級指導教室に通うための経費は特別支援教育就学奨励費の対象であり、市町村にも周知しているところである。</p> <p>なお、通級指導教室については、市町村からの要望を踏まえ、国の加配を活用して順次設置を進めている。当初は希望が多かった小学校への設置を進め、さらに中学校への希望も踏まえ、平成23年度からは中学校にも設置している。今後も市町村からの要望を踏まえて、国へ増員等の要求をしていく。</p>
《発達障がい》	
①発達障がいは、大人になって初めて診断されるケースもふえている。全世代の問題としてとらえ、二次障害を予防する医療や、雇用、教育などすべてにわたる支援を拡充すること。	<p>福祉・保健・教育・就労等の関係部局、学識経験者、当事者団体、市町村等の関係者からなる「鳥取県発達障がい者支援体制整備検討会」を年に2～3回開催し、その中で、様々な支援策について検討し施策に反映しているところであり、今後も引き続き支援の拡充を図っていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい者支援体制整備事業 5, 317千円</li> </ul> <p>就労については、障害者就業・生活支援センターを中心に関係機関で構成する「支えるネット」を各圏域に立ち上げて支援を行うとともに、圏域毎の情報共有や調整を行う「全県ネットワーク会議」による取組も進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者就業支援事業（発達障がい者就労支援ネットワーク） 720千円</li> </ul>
②医療・支援機関に足を運べない青年に専門家が自宅を訪問する相談支援活動をひろげること。	<p>発達障がい児者とその家族が、安心して地域で暮らすために、モデル的に、地域における支援の実態について調査を行うとともに、ライフステージに沿った継続的な支援について検討を行うため、当初予算において検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な課題を抱える発達障がい等の保護者へのサポート研究事業 913千円</li> </ul>
《精神障がい》	
①通院や入院時の介護保障について、障がい者・児のコミュニケーションや日常生活を支えているホームヘルパー等が病院内での介護ができるよう、医療と福祉の垣根を外し、実態的な支援が行えるようにすること。	<p>居宅介護給付は、他のサービス利用が見込まれる場合、重複給付できないものとされている。なお、入院中においては病院における完全看護が原則とされているところだが、入院中のサポートが受けられないという実態があるということであれば、障がい者への配慮について医療機関への働きかけを行いたい。</p>
②精神科病棟の居住系施設への転換はやめ、地域にグループホームなどを増設し、在宅での訪問支援を拡充すること。こうした地域支援の受け皿の確立なしに、病院からの追い出しはやめること。	<p>精神科病棟の居住系施設への転換は、長期入院患者にかかる地域の受け皿づくりの具体的方策の一つとして、先頃、国の検討会でとりまとめられたところであり、県としてはその動向を見守っているところだが、今後、転換が可能となれば、各病院の意向等を踏まえながら必要な施策を考えていく。</p> <p>入院医療の必要性が低い精神障がい者が、病院という医療の場を居住の場としている状態は、本人の権利擁護の観点、精神医療の適正化の観点から、本来あるべき姿ではなく、地域移行は必要なもの</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>と考えるが、地域移行は当事者本人の希望に基づくことが大前提となることから、本人の希望に添った施設や訪問支援制度が確保されるよう、施設整備等必要な施策を検討していく。</p>
<p>③精神障がい者は対象外のJR運賃割引制度の改善を求め、実現のためバスのように県が運賃支援すること。制度から排除されているてんかん・難病などの患者・障がい者を運賃割引の対象とするよう求めること。</p>	<p>障がい者の交通費支援制度には、JR、航空会社、バス会社などの民間事業者が実施している運賃割引制度と市町村が実施している交通費助成制度がある。精神障がい者を含め、障がい者の交通費支援制度の充実については、まずは民間事業者や市町村において検討していただくべきであり、県において交通費助成制度を設けることは考えていない。</p>
<p>④県の障がい者実態調査を実施する場合は、他の障がいと同様、本人へ郵送して協力を仰ぐこと。</p>	<p>今年度県が実施した障がい者の実態・ニーズ調査において、精神障がい者のみ医療機関を通じて調査表を配布したが、これは、精神障がいがあることを家族にさえ明らかにしていない方も多く存在する可能性を考慮し、一律に自宅へ郵送することはできないと判断したものである。当事者の事情に配慮した対応と認識しているが、鳥取県精神障害者家族会連合会への事前の説明・調整が十分ではなかったことから差別的であるとの指摘を受けることとなった。今後は障がい当事者の方に誤解が生じないよう、関係団体等と十分意見交換を図りながら事業を進めるように努めたい。</p>
<p>《盲・ろう》</p>	
<p>①障がい者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定権を尊重し、社会参加を保障する「情報コミュニケーション法」の制定を求めること。身体障害者手帳を持たない聴覚障がい者など、必要とする全ての人に手話通訳や要約筆記の派遣が受けられるようにすること。高い専門性に見合った手話通訳者やコーディネーターの身分保障をすること。</p>	<p>「手話言語法（仮称）」と併せて、「情報・コミュニケーション法（仮称）」についても、引き続き国に法制化を要望していく。</p> <p>聴覚障がい者個人向けの手話通訳者、要約筆記者の派遣は市町村で実施しているが、身体障害者手帳を持たない方への派遣範囲拡大は県としては考えていない。</p> <p>平成26年度より、手話通訳者の社会的地位の向上を図るため、手話通訳者の派遣報酬単価を引き上げたところであり、手話通訳者の専門性・重要性は十分認識しており、今後も処遇改善等に取り組んでいきたい。</p>
<p>《難病》</p>	
<p>①2011年障害者基本法が改正され、難病のある方も障がい者として法的に位置づけられ、2013年に施行された障害者総合支援法の対象に難病等が加わり、医療費助成の対象になる「指定難病」は56から約300疾病に広がる予定である。しかし、医療費自己負担が増える場合もあり、負担軽減をはかること。</p>	<p>自己負担額については、他の公費負担制度との公平性を考慮の上で制度設計されているものであり、県独自でこの自己負担額を軽減することは考えていない。</p>
<p>②倉吉市の難病のさくら作業所は、他の事業所と合併し支援を受けてきたが、現在打ち切りが検討されている。事業所の閉鎖や利用者が行き場を失うことになるため、支援が受けられるようにすること。</p>	<p>利用者が必要なサービスを受けられるよう、倉吉市と連携し、利用者の意向等を踏まえて適切に対応したい。</p>
<p>【生活保護】</p>	
<p>1. 生活保護は、生活保障の基準となり、住民税の非課税</p>	<p>生活保護基準については地方の実態を十分考慮するようこれまで国に要望を行っているが、基準</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担軽減、公営住宅家賃減免など他の制度の基準ともなるものであり、引き下げは国民全体の生活水準の引き下げとなる。段階的に削減されている生活扶助費や期末一時扶助の削減を元にもどすこと。住宅扶助や冬季加算の引き下げ、ジェネリック薬品への誘導による医療費扶助の抑制は中止を求め、むしろ冬季加算の増額、夏期加算を創設するよう求めること。県も増額すること。</p>	<p>は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減の中止を求めることは考えていない。</p> <p>なお、夏期加算の創設については平成24年度から継続して国に要望しており、平成26年度においても7月に要望したところである。</p>
<p>2. 改訂生活保護法による親族資産報告等の書類提出の義務づけは、実施しないこと。</p>	<p>生活保護法上、福祉事務所が必要と認めた場合については、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることができるとされているが、当該規定は、書類の提出を義務づけるものではない。</p>
<p>3. 老齢加算削減は、裁判でも違法判決がでている。加算の復活を求めること。</p>	<p>老齢加算についても、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として復活を求めることは考えていない。</p>
<p>4. 生活保護世帯は頼る人がない場合が多い。県営住宅入居の保証人を求めないこと。民間住宅の場合は、公的な保証人制度を創設すること。</p>	<p>県営住宅では、入居に当たり、家賃等の滞納のほか、入居者による迷惑行為（保管義務違反）への対応の観点から連帯保証人を求めているところであり、県営住宅の健全な管理運営を行うためにも、現行の取扱いを引続き実施する。</p>
<p>5. 生活保護の相談対応をするケースワーカーを増員すること。</p>	<p>ケースワーカーの配置については、社会福祉法に定められた標準数を基に、各自治体で定めるとされているが、標準数を満たしていない自治体については、生活保護法施行事務監査の際に、実施体制の充実について指摘・指導を行っている。</p> <p>なお、ケースワーカーの配置については、きめ細かい生活支援・就労支援が実施できるよう、現場の人員配置基準の見直しも含め検討を行うよう、平成26年度においても7月に要望したところである。</p>
<p>6. 倉吉市や鳥取市が生活保護等の対応のために、警察官OBを配置しているが、住民を犯罪者扱いし、住民を萎縮させるものであり、やめさせること。</p>	<p>適正な生活保護対応の実施のため、各福祉事務所の判断で配置されるものと承知しており、配置のとりやめ等を要請することは考えていない。</p>
<p>7. 県の福祉事務所移管で、町村が対応に苦慮している。大山町、三朝町が残っているが、これ以上、町村に福祉事務所を移管しないこと。また、移管した町村への県の支援は継続すること。</p>	<p>町村における福祉事務所設置については、町村の意向をもとに設置されてきたものである。</p> <p>また、生活保護業務の適正実施に向けて、町村福祉事務所が定着し、質の確保・維持が図られることが必要であると認識しており、要請があれば、必要に応じて福祉事務所を訪問して助言、相談支援等を継続して実施していくこととしている。</p>
<p>《県社会福祉協議会》</p>	
<p>1. 生活困窮者自立支援事業は町村単独で実施するのが難しいと思われ、県モデル事業の委託を2か年にかけて実施してきた県社協の経験と役割は重要である。自立支援事業のバ</p>	<p>当該事業の円滑な立ち上げ、人材育成等を図るため、国のモデル事業を活用し、鳥取県社会福祉協議会に「とっとりパーソナルサポートセンター」を平成25年11月25日に開所し、事業の試行や関係機関とのネットワークの構築、国の相談員研修へ参加等を行い、市町村の体制整備に対する支援</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>ックアップ体制をとるためにも必要な支援をして体制づくりをすすめること。</p>	<p>を行ってきたところである。            法施行後の平成27年度も、市町村において事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、相談・助言等の技術的支援や人材育成のための研修の実施等について、平成27年度当初予算において検討している。            ・生活困窮者自立支援事業 35,315千円</p>
<p>(1) 生活困窮者自立支援事業の実施</p>	
<p>必須事業と任意事業があるが、任意事業においてもすべての市町村で実施し、どこでも支援が受けられるよう、指導援助すること。</p>	<p>任意事業については、必須事業と連携して効果的な支援ができるよう、地域の実情に合わせ、可能な限り積極的に取り組むよう市町村に対して説明している。</p>
<p>(2) 自立相談支援事業のバックアップ事業</p>	
<p>①自立相談のスーパーバイザーを配置すること。</p>	<p>法施行後の平成27年度も、市町村において事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、相談・助言等の技術的支援や人材育成のための研修の実施等について、当初予算において検討している。</p>
<p>②人材育成と人材確保            相談支援員を各市町村で切れ目なく確保し、質を担保するためにも県段階で要請することができるよう研修体制を整備し、実施すること。</p>	<p>・生活困窮者自立支援事業 35,315千円</p>
<p>③緊急的支援の継続的实施をして(食料など)当面の生活保障をすること。</p>	
<p>④就労支援策の開拓            一般就労に向けた体験・訓練や一般就労が難しい者の就労機会を担保するための中間的就労の仕組みをつくること。その際、事業者の安上がりな労働力として就労させないような仕組みをつくること。</p>	
<p>⑤公営住宅入居など一時生活避難場所の確保と、社会福祉法人経営の入所施設等に入所が可能なように併せて働きかけを行うこと。</p>	
<p>2. 鳥取県は生活保護等による住宅確保について、公営住宅でも保証人がいないと入居できないが、住まいは人権であり保証人なしでも公営住宅入居ができるようにすること。</p>	<p>県営住宅では、入居に当たり、家賃等の滞納のほか、入居者による迷惑行為(保管義務違反)への対応の観点から連帯保証人を求めているところであり、県営住宅の健全な管理運営を行うためにも、現行の取扱いを引続き実施する。</p>
<p>3. 住居確保のための入居保証制度の創設            民間賃貸住宅の入居の際に支払い能力があっても、保証人がいない場合入居を断られるなど、保証人の確保ができないと入居が困難な状況を解消するため制度を創設して住</p>	<p>入居保証制度の創設の是非については、住宅確保要配慮者に関する官民共同の協議の場である「鳥取県居住支援協議会」においても提案され、継続的に議論されているところであり、課題を整理し、引き続き検討していきたい。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
居の確保に努めること。	
4. 地域における総合的な権利擁護推進体制の構築について	
(1) 地域福祉権利擁護事業	
近年、権利擁護に関する相談事例は複雑困難化しており、家族支援や成年後見人制度への円滑な移行のためにも、関係機関や専門家との連携が課題となっている。県・市町村行政や関係機関連携して事業を進めるためにも必要な財源を確保し、体制整備への支援をすること。	<p>地域福祉権利擁護事業の重要性は認識しており、当初予算による対応を検討している。</p> <p>なお、生活困窮者自立支援法の任意事業と位置付けられたことに伴い、国負担金の制度が大幅に見直されたが、可能な限り業務に影響が生じないように検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業（日常生活自立支援事業） 50,201千円</li> </ul>
(2) 成年後見制度の推進体制の充実	
①県内では民間のセンターが3か所あるが、近年は親族がいない場合や親族がいても困難である場合もあり、多様な支援体制の後見の受け皿をつくるのが急務となっている。については県社協に福祉後見支援センターを設置し、県社協、市町村が一体となって仕組みづくりや市民後見人の養成講座などを実施するための支援をすること。	<p>市町村及び市町村社協の成年後見の取組を推進するため、県内3地区に設置した成年後見支援センターと連携し、法人後見や市民後見人の活用に取り組む市町村社協に対し支援することを当初予算において検討している。県社協の支援体制については、これらの取組状況等を踏まえ検討する。</p> <p>また、成年後見支援センターに対し、新たに法人後見に取り組む市町村社協に対し必要な助言・指導などのサポートを行うよう依頼することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トータルサポート(総合相談)モデル事業 3,185千円</li> </ul>
②法人後見人を実施する社協への実施マニュアルを作成、専門員の養成等支援すること。	
5. 生活福祉資金貸付事業	
低所得者や失業者等の経済的自立を促すための生活福祉資金は平成21年度から総合支援資金が創設され、貸し付け要件の緩和や利子引き下げなどの見直しが行われてから、貸付件数もおよそ10倍に増えている。雇用創出臨時特例基金事業から貸付相談員配置の財源に充てていたが26年度で終了することになっている。延期するよう国に求めること。	<p>生活福祉資金の貸付にあたっては、リーマンショック後の相談及び貸付件数の増加に対応するため、平成21年度から緊急雇用創出臨時特例基金等を活用して、市社協に相談員を配置してきたところである。</p> <p>平成27年度においては、緊急雇用創出臨時特例基金は廃止されるが、県社会福祉協議会に貸付原資として積み立てている基金の一定程度を取り崩して相談員設置の支援財源とすることを可能とする経過措置が設けられる予定であり、この経過措置の活用により相談事業の継続を検討している。</p>
6. とっとり流地域支援ネットワーク形成事業	
(1) きめ細やかなニーズ発見機能の充実のために 住民を対象に地域で支え合いの機運を醸成するため、地域での講習会開催やニーズを発見するためのメニュー作りに支援すること。	<p>「わが町支え愛マップ推進事業」に取り組んだ町内会・集落等が、地域支え愛会議を設置し、地域課題解決のための取組に発展する場合に、市町村と連携して支援することを当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わが町支え愛マップ推進事業（わが町支え愛活動ステップアップ事業補助金）1,000千円</li> </ul>
(2) 小地域における初動支援の仕組みづくり 住民のところで早く気付いておれば大事に至らなかったということのないよう仕組みをつくる会議開催費用を支援	



要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>すること。</p> <p>(3) ニーズ解決の取り組み支援の場、仮称「地域支え合い会議連絡会」の設置および地域福祉を担う人材を養成するための研修会開催等支援をすること。</p>	
<p>7. 福祉人材の確保</p> <p>福祉・介護分野では慢性的な人手不足が続いているため、介護福祉士・保育士等専門職がやむを得ぬ事情で退職する場合、復職に向けての情報提供、相談、研修案内などをおこなう新たな登録制度を創設し、人材確保を促進するよう支援すること。</p>	<p>求職活動を行わない離職有資格者に対する登録制度については、制度の有効性、費用対効果などを検証するため、福祉有資格者登録制度調査研究事業として、当初予算において対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材確保推進事業（調査研究事業） 194千円</li> </ul>
<p>《鳥取県老人クラブ連合会》</p>	
<p>1. 単位老人クラブに対する補助を継続すること。</p> <p>2. 近年は郡部ではおおむね30人以上の組織を継続するのが困難な地域が出ているが、老人クラブの活動は高齢者の生きがい、健康づくり、また地域での重要な担い手になっている。20人以下のクラブでも助成を継続すること。</p>	<p>単位老人クラブ及び県老人クラブについて引き続き支援することについて当初予算に置いて検討している。</p> <p>また、単位老人クラブへの助成の対象は、原則、概ね30人以上の会員規模の団体としているが、規定の会員数に達していない場合でも、市町村が地理的条件等、特別な事情を考慮し、支援しており、引き続き当初予算での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 51,270千円</li> </ul>
<p>3. 県老人クラブ連合会に対する補助を継続すること。</p>	
<p>《民生児童委員協議会》</p>	
<p>1. 民生児童委員協議会の助成を継続すること。</p> <p>2. 鳥取県民生委員児童委員大会事業への補助をすること。</p>	<p>民生委員・児童委員の役割は、ますます重要性を増しており、円滑に活動ができるように県民生児童委員協議会及び県民生委員児童委員大会事業に対する支援を当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員費 112,889千円</li> </ul>
<p>《鳥取県手をつなぐ育成会》</p>	
<p>「安心サポートファイル」作成モデル事業、育成会事業の助成を継続すること。</p>	<p>知的障がい者「安心サポートファイル」作成事業及び鳥取県手をつなぐ育成会が実施する各種事業への支援については、来年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい者「安心サポートファイル」作成事業 1,289千円</li> <li>・障がい者社会参加促進事業（知的障がい者レクリエーション教室開催事業、知的障がい者本人大会開催事業） 1,600千円</li> <li>・障がい者スポーツ振興事業（鳥取県手をつなぐスポーツ祭り） 2,400千円</li> </ul>
<p>《鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会》</p>	
<p>機関誌発行、第50回鳥取県肢体不自由児者父母の大会開催事業の助成を継続すること。</p>	<p>鳥取県肢体不自由児協会等補助金（広報誌発行事業、肢体不自由児・者父母の会開催事業）は来年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県肢体不自由児協会等補助金 750千円</li> </ul>
<p>《鳥取県精神障害者家族会連合会》</p>	

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
1. 「平成26年度障がい者の実態・ニーズ調査」の実施の際、精神障害者だけは医療機関を通じて調査書の配布がされたが、医療機関に行かない人は届かない場合もある。他の障がい同様郵送すること。	今年度県が実施した障がい者の実態・ニーズ調査において、精神障がい者のみ医療機関を通じて調査書を配布したが、これは、精神障がいがあることを家族にさえ明らかにしていない方も多く存在する可能性を考慮し、一律に自宅へ郵送することはできないと判断したものである。当事者の事情に配慮した対応と認識しているが、鳥取県精神障害者家族会連合会への事前の説明・調整が十分ではなかったことから差別的であるとの指摘を受けることとなった。今後は障がい当事者の方に誤解が生じないように、関係団体等と十分意見交換を図りながら事業を進めるように努めたい。
2. ひきこもりの実態調査を行うこと。	今年度県が実施した障がい者の実態・ニーズ調査は、市町村が把握している「引きこもりの方」も対象に行ったので、改めて調査を行うことは考えていない。なお、調査結果については、今後、分析していきたい。
3. 精神疾患のある本人、家族への早期介入、早期支援が求められており、特に若年層での発症が多いことから教育現場でのカリキュラム等の充実が急務である。精神疾患の正しい理解を深める教育カリキュラムの充実等、検討すること。	県教育委員会では、「鳥取県人権教育基本方針」（平成24年第1次改訂）において、障がいに対する偏見や無理解に基づく言動が症状を悪化させるなど、意識上の障壁には依然厳しいものがあることを受け、障がいに対する正しい理解や認識を深める学習を充実させることが大切であると示しているところである。 各学校では、このことを踏まえながら、学習指導要領に基づき、体育（保健体育）の時間を中心にこころの健康問題に係る教育を推進している。
4. 精神障がいがある人が安心して地域で暮らせるために	
①精神科の休日夜間の病床の確保や医師及び看護師配置体制は万全とは言えず、さらなる体制の充実・整備をすること。	現在、精神科救急医療は24時間365日診療応需の体制が整備されており、引き続き体制維持に務めていくとともに、各圏域において関係機関による連絡調整会議を開催し、体制の充実を図りたい。
②ACT(包括型地域生活プログラム)実施をするため、鳥取県東中西部の各圏域ごとに活動拠点を配備すること。	ACTについては、事業実施に伴う精神科医師等の人員体制の確保が困難であることなどから活動拠点を配備することは現時点では困難な状況である。しかし、地域で生活する医療が必要な精神障がい者を支える仕組みとしては、精神科病院や訪問看護ステーションによる「精神科訪問看護」が実施されており、こうした支援体制の充実を図るため、引続き研修会の開催や関係機関等への働きかけを行っていく。
③自立訓練(生活訓練)事業の利用期限は原則2年間だが、期限で区切らず個人の回復度合いに応じた緩やかな期限の設定に見直すこと。	自立訓練(生活訓練)の利用期間は原則2年だが、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、例えば障がい者が自立訓練の利用を経て地域生活に移行した後、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定が可能な仕組みとされていることから、期限の設定の見直しは考えていない。
④グループホーム等の施設の拡充と夜間管理体制の強化をすること。	障がいのある方の地域での生活の場としてグループホームは重要と認識しており、施設整備費の助成制度等により整備を進めるとともに、従事者向けの研修を毎年度実施し、支援サービスの質の向上にも努めている。また、夜間世話人の配置に対する補助制度を設けて、グループホームの夜間の支援体制の強化を図っている。 ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 246,015千円 ・障がい者福祉従業者等研修事業(障がい者グループホーム世話人等研修) 921千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>・障がい者グループホーム夜間世話人配置事業 6, 873千円</p>
5. 精神障がい者就労支援	
<p>①「工賃3倍化計画」の作業効率重視は精神障がい者にとって、がんばれば数日くたびれて作業所に行けないなど、弊害もでている。精神障がい者の特性に配慮した支援をすること。</p>	<p>就労継続支援事業所等に対する支援については、事業所の実情に応じたきめ細かな支援内容への見直しを予定しており、事業所利用者の障がい特性にも着目したコーディネートが行える支援内容となるよう取り組んでいく。</p>
<p>②毎年工賃の公表があるが、事業所間に格差が生じている。精神に限らず障がい者の利用する事業所同士の競争心を助長しかねず、就業を促すという本来の機能を失うことのないよう「工賃三倍化計画」を再検討すること。またさらなる向上のためほぼすべての事業所（作業所）にベンチマークシステムが採用されているが効率優先になりかねず、誘導、押しつけにならないようすること。</p>	<p>就労継続支援事業所等に対する支援については、事業所の実情に応じたきめ細かな支援内容への見直しを予定しており、それを踏まえ必要に応じて工賃3倍計画の検証作業を行う。なお、カルテ・ベンチマークの作成等については、個々の事業所の実態を明らかにする目的で行ったものであり、事業所に対して工賃向上を強制するものではない。引き続き、個々の事業所の実情や意向に応じて、必要な支援を行っていききたい。</p>
6. 精神障がい者も他の障がいと同様に運賃の減免を受けられるようにJR、私鉄、関係交通機関に求めること。	<p>障がい者を対象とした運賃割引制度は各民間事業者の判断で自主的に実施されているものであり、県において制度の見直しを要望することは考えていない。</p>
《鳥取県身体障害者福祉協会》	
1. 身体障害者がジバング倶楽部特別会員になると200キロ以上は運賃無料、特急料金割引など割引をうけている。この距離加算に「智頭急行」の運行キロ数も加算できるよう関係機関に要請すること。	<p>障がい当事者の方からご意見をお聞きするなどして、必要があれば、関係機関に要望内容をお伝えしたい。</p>
2. 災害時の対策	
<p>①県内の身体障害者は約5500人だが、要支援者名簿の作成は個人情報の制限を受けている。市町村、自治会と連携し、地域や個人の実態をつかみ適切な行動がとれるよう指導援助すること。</p>	<p>地域において避難行動要支援者の把握と共有が進み、災害時に適切な支援が行われるよう、市町村の取組を促し、県として必要な支援を行いたい。</p>
<p>②災害時の「福祉避難所」の設置に関して、治療が必要な障がい者等個人に配慮した検討がされるよう、検討会には障がい者の参加を促すこと。</p>	<p>福祉避難所設置に際しては、施設・設備のバリアフリー化を進めるとともに、避難する障がい者等の特性に応じた配慮を行うよう、市町村に対して働きかける。また、取組を進めるに当たっては、障がい当事者との意見交換を行うなどして、障がい当事者の意見が反映されるよう、あわせて市町村に働きかけたい。</p>
<p>③重度視覚障がい者にも、食品の賞味期限、消費期限がわかるような表示システムの開発をするよう国に求めること。</p>	<p>重度視覚障がい者の情報アクセスの充実は必要と考えており、そのためのニーズの把握、今後の支援等について、関係団体等と話し合ってみたい。</p>
④身体障がい者福祉大会開催に補助をすること。	<p>身体障がい者福祉大会への助成は来年度も継続して実施するよう当初予算において検討している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
《鳥取腎友会》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者福祉大会等開催補助事業（障がい者福祉大会開催事業） 150千円</li> </ul>
1. 特別医療費助成制度の継続をすること。	<p>特別医療費助成制度は来年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別医療費助成事業費 1,556,352千円</li> </ul>
2. 透析患者は毎年増えており、透析専門医の不足、スタッフ不足が深刻になっている。透析の専門医およびスタッフを育成すること。	<p>これまでも医師不足、看護職員不足の解消のため奨学金を始めとした様々な施策を講じているとともに、腎臓内科などに医師を誘導する措置について国に要望するなど、県内の医療体制の充実に向け努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県地域医療再生基金事業（各種医師関係奨学金） 252,120千円</li> <li>・看護職員等修学資金貸付事業（看護職員修学資金貸付金、看護職員奨学金貸付金） 459,576千円</li> </ul>
3. 週3回の透析は、透析患者にとってのちをつなぐ重要な治療である。年間180日を超える通院の交通費負担は重く、交通費を支援すること。また、ガソリン代等補助すること。	<p>通院交通費については、透析患者等身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、市町村によっては移動機会の確保のためのタクシー料金助成制度が行われているので、これらを活用していただきたい。また、ガソリン代等の補助は考えていない。</p>
4. 災害時・緊急時の透析医院体制、ネットワーク体制を整備すること。	<p>これまで、地域医療再生基金等を活用し水の供給体制、自家発電施設の増強等の支援を行ってきたところである。また、平成24年7月に策定した鳥取県災害医療活動指針や、現在、関係者のご意見を伺いながら策定している災害時の透析医療の指針により、県内外の行政、医療機関のネットワークづくりや平時の準備、資材の供給等について体制構築をしているところである。</p>
5. 医療介護総合法による地域医療構想について	
①地域医療構想策定については医療需要と必要量の抑制ではなく、将来の高齢社会を見据えた地域医療提供体制の必要量を確保すること。	<p>地域医療構想の策定に当たっては、国においてガイドラインを策定中であるが、診療報酬のデータの他、構造設備・人員配置等を含む病床機能報告を活用するとともに、人口動態や高齢化率等も勘案して、医療ニーズの将来推計を行うこととされており、地域ごとのふさわしいバランスの取れた医療提供体制のあり方や医療機能別必要量等を検討していく予定である。</p>
②「協議の場」に実際に地域医療を受けている患者・家族・住民団体などの参加・参画を保障するものにする	<p>地域医療構想の策定に当たっては、その内容を医療審議会で審議することとしており、審議会は、医療を受ける立場にある者も含めたメンバーで構成されている。</p>
6. 慢性腎臓病対策の具体策をたてること。 全国に腎臓病患者は予備軍も含めると2千万人おり、内31万人が透析患者であり今後爆発的に増加する恐れがあるが、適切な栄養指導など対策を講じれば抑制も可能である。早急に「鳥取県慢性腎臓病対策検討会」を立ち上げ、かかりつけ医、専門医との連携や栄養指導等の対策を講じるようすること。その際腎友会をメンバーに入れること。	<p>鳥取県健康対策協議会循環器部会において、慢性腎臓病の対策について検討を行っており、かかりつけ医の初期対応力の向上や重症化予防のため専門医に適切につながる体制を整備している。</p> <p>また、市町村保健師や栄養士、特定保健指導従事者などを対象にCKD予防研修会を実施し、保健指導力の向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 786千円</li> </ul>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
《きょうされん》	
①難病の小規模作業所への県独自の補助制度は廃止され、5人以下で新制度にのれない作業所は廃業したり、資金がない中、手弁当で細々と運営している作業所がある。補助金なしでは難病作業所の運営に限界があり、利用者の健康診断やけが等の保険料、スタッフの研修費のでないことから県独自の補助制度を創設すること。	小規模作業所の基盤安定のため、23年度末までに現障害者総合支援法上の体系への移行支援を進めてきたところであり、小規模作業所の約97%が移行し、現在も事業運営を行っていることを鑑み、県独自の補助制度の創設は考えていない。
②また作業所の合併は30分以内という条件のため補助対象とならない場合があるが、実態に応じて柔軟な対応をすること。	障害福祉サービス事業所の主たる事業所と従たる事業所の距離を概ね30分以内で移動可能な距離としていることについては、利用者の個別支援計画の作成や事業所職員の指導を担うサービス管理責任者が業務の遂行上支障がない距離として設定しているものであり、利用者へのサービスの質の確保の観点から、この要件の変更は考えていない。
③自立支援法では障害者就労支援事業所A・Bがあり従前の小規模作業所に相当するものとして地域活動支援センターがあるが、市町村独自の判断とされている。市町村への指導・助成をすること。また国が指導・助成するよう求めること。	地域活動支援センター設置については、基本的に市町村が判断するものと理解しているが、地域偏在等の課題があれば、県として市町村に設置を促していきたい。なお、地域活動支援センターの運営費は市町村の一般財源により実施され、地方交付税により一定の財源が保障されていること、また、専門職員の配置に係る経費については地域生活支援事業費補助金が活用でき、県も事業費の一部補助を行っていることから、県において新たな助成制度の創設は考えていない。また、国への要望も考えていない。
《とっとり小規模ケア連絡会》	
1. 小規模ケアホームの建築基準法・消防法・県すみよいまちづくり条例にもとづく古民家等の改修費を補助すること。	古民家等を活用したデイサービス事業所等を関係法令に適合させるための改修工事は事業者自らが行うべきものであり、改修費に対する補助を行うことは考えていない。
2. スプリンクラーの設置助成をすること。	消防法令によりスプリンクラーの設置義務のない小規模多機能型居宅介護事業所が自主的にスプリンクラーを整備する場合は、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用することが可能である。 なお、デイサービス事業所においては日中の円滑な避難が可能であり、また、これに併せて自主事業として宿泊を行う場合は事業者自らが関係法令に適合させるよう設置すべきものであるため、補助は考えていない。
【子ども・子育て】	
1. 県特別医療費助成制度は、子どもの医療費窓口負担の無料化と、18歳（学生は卒業まで）を助成対象とすること。	小児医療費の無償化については、財源負担等の問題もあり慎重に検討すべきである。また対象年齢の拡充等の制度の見直しについては実施主体である市町村と協議を重ね、平成27年度に検討していく。
2. 子ども子育て新制度	
①財源確保を強く国に求めること。	平成27年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」については、消費増税延期に伴う財源

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②働く職員の処遇が改善できる公定価格となるよう求めること。保育士と保育教諭、幼稚園教諭との処遇格差をなくすこと。持ち帰り残業をなくすため保育記録作成と保育準備の時間を確保できる制度にするよう求めること。1号認定と同等の加算を、2・3号認定にも適用すること。保育士の処遇改善、正職員化のために県が手立てをとること。</p>	<p>不足が懸念されていたが、全国知事会や本県の要望が結実し、予定されていた質の改善（3%の処遇改善、3歳児加配等）は実施されることとなった。しかしながら、質の改善は、処遇改善が当初目標の5%から3%になるなど、全体的に圧縮されている経緯もあることから、さらなる質の改善が図られるよう、引き続き国に強く要望していくが、公定価格における加算措置等の制度設計については、現行の保育・幼児教育の勤務実態等を踏まえて統一的に設定されているものであるため、是正を求めることは考えていない。</p> <p>なお、1歳児加配や障がい児加配など、本県独自の取組については、市町村と連携して継続実施し、適宜保育環境の充実と保育士等の処遇改善を支援していくよう、当初予算による対応を検討している。</p>
<p>③現在県が行っている単独助成事業は、維持継続し、拡充すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設型給付費県負担金 <span style="float: right;">1, 590, 592千円</span></li> <li>・【2月補正】保育サービス多様化促進事業（障がい児保育等） <span style="float: right;">136, 766千円</span></li> <li>・【2月補正】低年齢児受入保育所等保育士特別配置事業 <span style="float: right;">128, 212千円</span></li> </ul>
<p>④ニーズ調査結果を踏まえて、公立を含む認可保育所を軸に保育施設を増やすこと。</p>	<p>各市町村は、現在策定中の子ども・子育て支援計画の中で、住民に対して行ったニーズ調査の結果を踏まえた確保方策を検討中であり、その計画に基づいて必要に応じた施設整備等がなされる予定である。</p>
<p>⑤認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、どの施設やサービスも安心して預けられる保育が保障され、保育士が働き続けられ安定的な経営が保障されるよう、保育単価の増額を求め、県の独自支援も行うこと。過疎地での小規模保育所が成り立つよう、財政支援を強めること。</p>	<p>※上記①～③に同じ</p>
<p>⑥4・5歳児で、一人の保育士が受け持つ子どもの数は、30：1を20：1に改善できるよう支援すること。</p>	<p>4・5歳児クラスの職員配置（加配）については、市町村と一体となって、今後の考え方を検討することとしている。</p>
<p>⑦3歳未満児のいる保育施設には、看護師又は保健師が配置できるよう人件費支援すること。</p>	<p>保育所に勤務している看護師又は保健師は、制度上1名に限り保育士とみなすことも可能であり、また各施設において医師との連携も義務づけられていることから、特別な人件費支援は考えていない。</p>
<p>⑧認定こども園は、一クラス35人を30人に、給食は外部搬入でなく自園調理を原則とすること。</p>	<p>認定こども園の職員の配置基準は、保育所と同様の基準としている。学級人数は、年度による入園児数の変動もあるため現行の施設で対応できないといった意見もあり1クラス35人としているが、職員の配置は保育所と同様としている。給食の外部搬入については、アレルギー対応や子どもの体調、食育などに対応できるなど一定の要件を満たす場合に限り行うようにしている。</p>
<p>⑨民間福祉・保育施設助成金を元の制度にもどし、拡充すること。</p>	<p>保育所に係る民間社会福祉施設運営費補助金については、補助対象が子ども・子育て支援新制度において、施設型給付費の各種加算措置に組み込まれ、充実するため、廃止するが、新制度への移行によって、園の運営に影響が出ることのないよう適切に支援していく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑩20時間程度の研修で取得できる子育て支援員は、保育の専門性を否定し、保育の室の低下をもたらすものであり、資格要件緩和の撤回を求めること。同時に、その養成研修は、県が責任を持って実施し、保育に従事させる要領やカリキュラムを充実させること。</p>	<p>子育て支援員制度は、地域の実情やニーズに応じた様々な保育や子育て支援分野の担い手となる人材を確保するものである。子育て支援員は、保育士等にかわるものではなく、資格要件を緩和するものではない。また、子育て支援員の養成研修については、国で研修内容を検討中であるが、全国一律の基準で行うことが適当と考えている。</p>
<p>⑪無認可保育所が認可保育所に移行できるよう支援すること。新制度にのらない無認可届け出保育所への支援も継続し、全体で子育てを支える体制を整えること。</p>	<p>認可外の届出保育施設が認可保育所に移行する際の施設整備に関して安心こども基金の事業として「保育所緊急整備事業」を実施しており、引き続き実施するよう当初予算において検討している。</p> <p>また、届出保育施設等は小規模保育事業に移行すれば、地域型保育給付が支給されることになり、安定した運営が可能になるため、新制度開始後は、届出保育施設運営費補助金は、原則廃止する方向であるが、特段の事情により平成27年度に移行できない施設に対しては、移行までの安定した施設運営を図るため、平成27年度に限り当該補助金の継続について当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出保育施設等運営助成事業 3, 262千円</li> </ul>
<p>⑫保育料が今より上がらないようにすること。また第1子から支援の対象とすること。中山間地域保育料無償化制度は継続し、すべての地域・自治体に拡大すること。収入激減の際の保育料軽減制度を創設すること。</p>	<p>保育料は保育の実施主体である市町村が財政状況等を踏まえて独自に設定するものであるが、県は、少子化対策や中山間地対策など全県的な政策課題に特化した支援を行っているところであり、第3子以降の保育料軽減制度や中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業については、引き続き実施することを検討している。</p> <p>また、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業の対象地域の拡充も含めたさらなる負担軽減については、県及び市町村で相当な財政的負担が生じるため、市町村の意見を聞きながら、引き続き検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】鳥取県多子世帯保育所保育料子育て支援事業 332, 724千円</li> <li>・【2月補正】中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 39, 542千円</li> <li>・私立幼稚園保育料軽減事業補助金 28, 925千円</li> </ul>
<p>⑬4階以上に義務づけられていた屋外避難階段の設置条件が撤廃されたが、そもそも保育所は高層階に設置するのではなく原則1・2階とし、屋外避難階段の設置基準を元に戻すよう求めること。</p>	<p>保育所を3階以上とする場合は、耐火建築物であることに加え、壁の仕上げを不燃材料にすること、非常警報設備を設置することなど、一定の要件を設け、安全を確保することとしているため、基準の見直しは考えていない。なお、県内の保育所において、3階以上の施設は、現在、存在しない。</p>
<p>⑭学童保育が不足している。増設支援を継続し、希望する子どもがみんな入れるようにすること。保護者の労働時間に合わせた開設時間とし、土日・長期休業中の開設を保証し、現状より時間・日数短縮しないこと。指導員の処遇改善に県が支援すること。学童保育料軽減のため県が支援すること。</p>	<p>放課後児童クラブの施設整備に対する支援は、国の補助制度を活用して支援するよう当初予算において検討している。</p> <p>また、開設時間等については、各市町村で実施されたニーズ調査に基づき、地域の実情にあわせた実施体制を整備されるものと考えている。</p> <p>なお、有資格者に係る処遇改善については、平成26年度当初予算において創設しており、当初予算において継続についても検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ設置促進事業 534, 899千円</li> </ul>
<p>3. 子どもの貧困対策</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
①子どもの貧困は過去最悪の16.3%で、OECD34カ国中ワースト10位。一人親家庭世帯絶対的貧困率は54.6%である。昨年6月に成立した子どもの貧困対策推進法に基づいて、貧困家庭の削減目標の設定、実態調査、計画策定をし、施策を充実すること。	教育面、生活面などで引き続きあらゆる施策を行うことにより、貧困家庭も含め、子どもの健全な育成を図っていく。
②義務教育の子どもの給食費・学用品代・修学旅行費などを援助する就学援助利用者が増加傾向である。しかし基準や額の低下が指摘されており、引き上げを行うこと。県が支援すること。	準要保護者の認定基準及び額については、各市町村教育委員会が定めることとされており、各市町村で判断されるべきものとする。
③県独自の学費補助の半額を支援する、国の「修学支援基金」制度は、今年度終了予定であるが、延長するよう国に求めること。	国の基金制度は本年度で終了するが、補助金として同様の制度を新設することになったため、継続して活用していきたい。
④凍結されている児童扶養手当の削減計画は、きっぱりと廃止を求めること。 義務教育は無償であるはずが、制服やドリルなどの一部負担金がある。負担軽減の支援をすること。	児童扶養手当は全国一律の国の制度であり、国において検討された削減計画について、県として廃止を求めることは考えていない。 また、日本国憲法では義務教育を無償とすると定められ、これに基づき公立義務教育諸学校においては授業料を徴さないとともに、教科用図書は無償給与の措置がとられているところである。 なお、経済的に困窮している家庭を対象に就学援助制度があり、市町村が保護者に対して学用品費や給食費を助成している。
⑤高校授業料は、支援金制度からもとの無償に戻し、所得制限を撤廃すること。県として高校の通学費助成をすること。	公立高校授業料無償制の所得制限の導入は、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）や家計急変への支援等、教育費の負担軽減施策と併せて行われたものであり、限られた財源の中で制度を維持するために必要なことと考えている。 なお、低所得世帯の生徒に対しては、奨学のための給付金や無利子の奨学金制度も有ることから、通学費助成については考えていない。
⑥先進国で、大学の学費があり返済不要の奨学金制度がないのは、日本だけである。給付制奨学金制度を創設すること。奨学金返済時の利子や延滞金は、なくすこと。	本県では、人材確保を目的として、卒業後に医療、福祉関係の職に就いた場合は返還が免除となる奨学金事業は既に実施している。また、返還が免除となる奨学金制度について、平成27年度からの事業を国が進めているところであり、適宜、情報収集に努めたい。 県教育委員会が実施している育英奨学資金事業は無利子であるが、返還が遅延した場合は規則に従い延滞金を徴収することとなる。ただし、失業や傷病等の理由で返還が困難な場合は、未納とならないよう返還猶予を認めている。
⑦生活保護世帯の子どもへの学習支援制度が、生活困窮者自立支援法の任意事業となり、自治体に1/2の負担が求められるようになるが、従来通り全額国庫負担を求めること。	学習支援事業等について、法施行後も引き続き地方自治体の財政負担が生じないようにするよう、国に要望したところである。
⑧栄養バランスの取れた温かくおいしい給食を家庭の経	学校給食は、学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については



要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>済状況に関わらず提供することは子どもの健やかな成長のために重要である。とりわけ貧困世帯では、1日に一回もバランスの取れた食事がとれない世帯が86%もあるという調査もある。学校給食の無償化をすすめるとともに、生活実態に応じた必要な免除措置をすすめること。</p>	<p>設置者、学校給食費（食材費）については保護者が負担することとされており、県としては無償化は困難と考えている。</p> <p>なお、一部の市町村においては、独自に給食費の助成を行っているところもある。</p>
<p>4. 児童虐待の防止対策・体制強化</p> <p>格差と貧困の広がりを背景に2013年度の全国児童相談所の対応件数は過去最高となった。早期発見で子どもを守るため、保育所・学校、病院、児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設など、子どもに関わる専門機関の連携を密にするとともに、職員の専門的研修をつよめること。それぞれの施設整備・増設、職員配置のさらなる改善を図ること。施設退所後の対応も検討すること。</p>	<p>各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携して児童虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、市町村職員等を対象に専門研修を実施し、虐待対応に関わる職員の資質向上を推進している。</p> <p>児童養護施設等の職員配置については、来年度職員の配置基準が改善される予定である。</p> <p>施設退所後についても、退所児童等アフターケア事業を委託して実施しており、事業の継続について当初予算において対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止対策事業（市町村職員研修を含む） 21,965千円</li> <li>・地域児童健全育成事業（退所児童等アフターケア事業） 13,063千円</li> <li>・児童養護施設等職員の資質向上研修事業 5,475千円</li> </ul>
<p>5. 子どもの権利条約</p> <p>日本が子どもの権利条約を批准して、25年経過しているが、子どもたちの権利を守る立場に立った施策があまりにも不十分である。諸外国に比べ、子どもたちの自己肯定感も将来への希望も持てないような事態となっている。子どもの権利条約にそった権利条項を前提とし、行政の施策と財政の責任、人権侵害からの救済・関係回復のための機関を明記した、「子どもの権利条例」を制定すること。</p>	<p>いじめなどの子どもの人権侵害に係る相談については、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」及び「こどもいじめ人権相談窓口」を設け、個々の事案について丁寧に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業 9,317千円</li> <li>・こどもいじめ人権相談運営事業 2,752千円</li> </ul>
<p>【税制】</p>	
<p>1. 所得税や住民税の年少扶養控除の廃止、高校授業料無償化のためとしていた16歳から18歳の特定扶養控除上乗せの廃止、更には配偶者控除の廃止が浮上している。家計が苦しくなるばかりであり、「生計費非課税の原則」にも反している。一連の控除廃止の中止、基礎控除38万円の引上げを求めること。</p>	<p>各種所得控除については所得課税の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと思料することから、制度の見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>2. 高齢者の120万円に下げられた公的年金等控除をもとの140万円に戻すよう求めること。</p>	
<p>3. 未婚一人親家庭に寡婦控除を適用するよう求めること。</p>	

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>4. 法人事業税の外形標準課税を資本金1億円以下の小規模企業に拡大することは、赤字企業に過大な負担をおわせることとなるため反対すること。</p>	<p>課税ベースを拡大しつつ、法人実効税率の引下げを行う今般の法人税改革は、日本の立地競争力の強化と企業の国際競争力強化の観点から実施されることから、外形標準課税の拡大については、改革の目的である国際競争力の強化に関係する大企業を優先し、地域経済や雇用を支える中小企業への対象拡大は慎重に検討するよう国へ要請してきた。</p> <p>今後、法人税改革を継続する中で、外形標準課税の更なる拡大を検討するに当たっては、地域経済への影響を踏まえて、引き続き、中小企業への配慮を適切に行うよう、全国知事会等を通じて要請を行っていく。</p>
<p>5. 家族従事者に支払った賃金を認めない、所得税法56条の廃止をもとめること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと思料している。</p>
<p>6. 鳥取県児童手当差押えの裁判で違法判決が出て、それをうけた、「全国課長会議」「ブロック会議」では内容を自治体に徹底することが約束され、厚労大臣は「ぬくもりを持った行政を徹底する」（11月16日参院厚労委員会）としている。これらを市町村へ周知を徹底すること。</p>	<p>本県では、平成25年11月の広島高裁松江支部による判決の趣旨を受け、滞納整理マニュアルを改訂し従前の滞納整理のあり方を見直すとともに、併せて市町村にも情報共有を図った。</p> <p>今後も、県と市町村の税務職員が共同で行っている研修会の際には、徴収緩和措置等に関する内容も盛り込んでいく。</p>
<p><b>【教育】</b></p>	
<p>1. 小中全学年で30人以下の少人数学級の推進をすること。</p>	<p>国に対して、本年度も11月に少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など、少人数教育推進について要望したところである。</p> <p>また、本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施したところである。拡充した少人数学級の成果や課題、また適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えていない。</p>
<p>2. 知事の「娑婆の声」発言にみられるように、知事が教育内容に介入する鳥取県教育振興協約や教育協働会議は廃止すること。</p>	<p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成27年度から知事と教育委員による総合教育会議が新たに設置されることとなった。</p> <p>今後、合議により中長期的な視点による「大綱」の策定、年度毎の重点的な取組目標である「教育振興プラン」を策定し、本県教育の振興を図っていく。</p>
<p>3. 土曜授業は知事の強い意向で、はじめられたが教員と子どもたちをより多忙化に追い詰めるものです。これまで各地域で実践されているような自主的な取り組みに戻すこと。</p>	<p>県では、子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、土曜授業等を主体的に取り組みもうとする市町村を支援している。あわせて、連絡協議会等を実施して取組の成果と課題の共有を行うとともに、県民への情報提供を行うこととしている。</p> <p>土曜日を活用した教育活動は、休日ならではの体験や専門家からの直接指導などにより、生徒の学習に対する興味、関心、意欲が向上し、学びを深化させる機会となっているとともに、地域への愛着、ボランティア活動への関心等、社会への主体的な参画意識を向上させる機会となっていることなどから、「土曜授業」という形にこだわらず、今後も充実させていきたい。</p> <p>・土曜授業等実施支援事業 22,455千円</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>・県立高校土曜授業等実施事業 4,000千円</p>
<p>4. 学力形成に有害な全国学力テストの廃止をもとめ、学力の全国的調査は抽出調査とするよう国に求めること。県は参加しないこと。</p>	<p>全国学力・学習状況調査の目的は、児童生徒の学力や学習の状況を把握して、学習や指導の改善に役立てることである。各市町村や学校では調査結果等を活用して改善に取り組んでおり、県教育委員会としても、家庭・地域とともに児童生徒の学力向上に取り組もうとする学校や市町村を支援する事業などを実施している。児童生徒の学力等の状況や改善に向けた取組の成果を検証する観点から、調査の継続実施は必要と考えている。</p>
<p>5. 侵略戦争を美化する教育の押し付け、圧力を許さず、侵略戦争と植民地支配の歴史的な事実と反省を子どもに伝える教育を大切にすること。</p>	<p>学校では、学習指導要領に定められた目標に沿って教育が行われており、児童生徒に対して、侵略を美化する教育を押し付けることは行っていないと認識している。</p>
<p>6. 不登校の子どもの学びと自立のため、また子どもの「最善の利益」の立場から、学校以外の学びの場を認め、フリースクールや家庭への公的支援をすること。</p>	<p>小中学校の不登校児童生徒について、市町村が教育支援センターを設置し対応しており、高校生以上についても、県として教育支援センター「ハートフルスペース」を設置し、家族も含め支援するなど、小中高校生を問わず不登校の相談活動も実施している。</p> <p>なお、不登校等の特別な支援を必要とする児童生徒への効果的な支援に向け、県では平成27年1月に「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」を作成し、児童生徒の出席扱いを判断する各市町村や関係機関へ通知し、民間施設の活用による対応の充実を図っている。</p>
<p>7. 教職員の超多忙化、非正規化を解消すること。</p>	
<p>①教員の54%が過労死ライン、31%が過労死警戒ラインで働いている(全教調査)。授業準備や子どもと向き合うことに時間が注げるよう、報告書類や不要不急の仕事は思い切って簡素化すること。</p>	<p>教育委員会においては、教職員の多忙感を解消し、子どもとじっくり向き合う時間を確保するため、平成25年度から「教職員いきいき！プロジェクト」を立ち上げて対策を検討・実施してきている。</p> <p>平成25年度には、知事部局にも協力を得て、県が行う会議や研修を水曜日を実施しないこととし、学校での教育活動に専念できるようにしたところである。</p> <p>さらに、報告書類の簡素化に向けて、学校宛での文書発送におけるルールを定め、照会・調査等を見直すことにより、教職員の負担軽減を図る予定としている。</p> <p>・教職員いきいき！プロジェクト推進事業 1,755千円</p>
<p>②子ども対応や地域行事などによる超過勤務の回復措置など労働安全の法令を守れるよう徹底すること。</p>	<p>勤務時間外に行った業務に係る回復措置を事後的に行うことは適正な勤務時間管理の観点から困難であるが、あらかじめ予定されている業務については、今年度からルールを明確化した変形労働時間制度を運用することによって総労働時間が縮減できるよう対応しているところである。</p>
<p>③部活動は、土日等、週1回は休みとするなど、過熱化を抑えるルールを確立すること。</p>	<p>県教育委員会では、より適切で効果的な指導を行うための指針として、「子どものスポーツ活動ガイドライン」を策定し、子どものスポーツ活動に係る練習日や休養日、練習時間の目安を示している。</p> <p>このガイドライン冊子及びリーフレットを作成し、各学校、市町村教育委員会、各競技団体等の関係機関に配布するとともに、ガイドラインの内容について、スポーツ指導者研修会(平成26年度中4回開催)等で周知を図っているところである。</p>
<p>④臨時職員が暮らしていけるだけの給与へ引き上げること。</p>	<p>常勤職員及び臨時的任用職員については、パートタイム労働法の趣旨も踏まえながら、それぞれの職務の内容等に応じた適正な対価を設定しているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	生活に配慮した報酬等の支給については、非常勤講師が一定の収入を得られるよう持ち時間数を増やすなどの見直しを行ってきたところであり、今後も引き続きそのような観点からできることがあれば取り組んでいきたい。
8. 学校の耐震化、防災拠点としての整備	
①小中学校での耐震化の推進、とくに天井材、内外装材、照明器具、窓ガラスなどの非構造部材への対策を実施すること。	小中学校における非構造部材を含めた耐震化については、所管する市町村において実施されるべきと考える。
②国に対しては、確実に耐震化をすすめられるよう、すべての耐震調査・耐震化工事への補助率と補助単価に引き上げをもとめること。	国に対しては、非構造部材を含めたすべての耐震化が実施できるよう、予算確保とともに、補助単価の引き上げ等の要望を行っているところであり、引き続き要望していく。
《私学・私学協会》	
1. 鳥取県私立学校協会事業に対する補助金を強化すること。	引き続き、当該事業実施に必要な予算の確保を当初予算で検討している。 ・私学共済事業等助成事業（私立学校協会補助金）1,670千円
2. 私立中学高等学校	
(1) 私立中学高等学校は少子化で授業料も安い数年値上げはできていない。私立助成に係る国庫負担補助制度を堅持し、運営費補助金を充実すること。	私立学校の経常費に対する本県の助成は全国一手厚いものであり、引き続き同水準の額の確保を検討している。 ・私立学校教育振興補助金（中学・高校）1,719,706千円
(2) 私立中学・高等学校等就学支援金制度を堅持すること。また新制度で公立の大半は無償だが、私立は依然として学費を負担しているのが実績であるため、さらなる拡充をすること。	私立高等学校就学支援金については、平成26年度より制度が拡充され保護者の負担が軽減されている。 また、本県独自の私立中学校就学支援金制度を引き続き維持するとともに、国に対し中学校就学支援金の制度化について要望している。 ・私立高等学校等就学支援金（私立中学校就学支援金）41,691千円 （高等学校等就学支援金）476,842千円
(3) 土曜日授業を充実させるための補助制度を充実すること	引き続き、当該事業の助成に対する予算の確保を検討している。 ・私立学校教育振興補助金（土曜日授業実施校への助成事業）2,510千円
(4) 老朽化した校舎の建て替えのための補助制度を充実し、生徒の教育環境維持に支障をきたさないよう、必要なタイミングで実施できるようにすること。	従来、県単独で老朽化及び耐震化に伴う改築を助成しており、加えて平成26年～平成28年度は耐震改築が国庫補助の対象となった。 これに合わせ、県立高校や全国私学と比べて、本県私立学校（幼・中・高）は耐震化が遅れていることから、緊急的に校舎等の耐震化を促進するため、平成26年度より改築事業及び耐震補強事業に関する補助率の引き上げを行ったところ。（平成30年度までの時限措置） 先ずは、補助拡充の期限内に、各学校には積極的な活用を進めていただきたい。なお、1月8日、15日に国へ国庫補助制度の拡充について要望したところ。 【補助率の引き上げ】

要望項目	左に対する対応方針等
	改築・・・2/3 (Is値0.3未満は国庫補助(1/3：平成26～28年度まで)を充当) 補強・・・2/3 (Is値0.7未満)
(5) 私立高等学校等のICT環境の整備を充実するため支援すること。	引き続き、各学校の要望額に基づき、当該事業の助成に対する予算の確保を当初予算で検討している。 ・私立学校教育振興補助金（ICT活用教育促進事業） 3,721千円
<b>3. 私立幼稚園</b>	
(1) 私立幼稚園の幼児教育の質を向上し、教育水準の維持向上を図るため経常費補助金の現状での継続をすること。	私立幼稚園の教育水準の維持向上と教職員の資質向上、保護者の経済的負担軽減及び安全安心な教育環境の確保を図るため、各種助成や研修機会の提供等、引き続き必要な支援を実施することを検討している。
(2) 2歳児保育、特別支援教育、預かり保育、親子登園・園解放・育児相談等の子育て支援活動の助成をすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設型給付費県負担金（認定こども園分） 252,320千円</li> <li>・私立幼稚園運営費補助金 432,339千円</li> </ul>
(3) 保護者の経済的負担軽減と子どもを産み育てやすい社会環境の整備を図るため、同時在園等保育料軽減事業補助金を拡大し充実すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園保育料軽減事業補助金 36,250千円</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業（幼稚園型）） 27,488千円</li> <li>・保育・幼児教育の質の向上強化事業 14,313千円</li> </ul>
(4) 安全かつ安心な教育環境を確保するため、老朽校舎、施設の修繕、改築及び改修等大規模修繕への補助事業の継続と拡充をすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園施設整備費補助金 36,250千円</li> </ul>
(5) 教職員の資質向上・教育力のレベルアップのため各研修費を支援すること。	
(6) 認定こども園への意向調査に基づき、認定こども園の認可・認定が行われるよう「子ども子育て支援事業支援計画」を策定すること。	平成27年度における子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査については、昨年10月に実施し、11園が幼保連携型認定こども園として新制度へ移行し、残りの16園が新制度へ移行しない予定であるが、新制度への移行は平成28年度以降も可能であることから、引き続き、各事業者の意向を調査し、適切に計画に反映する。
(7) 新制度では私立幼稚園に在籍する子どもに対し市町村からの財政措置が当分の間、経過措置で地方単独で措置する部分が残る。従前どおりの教育活動ができるよう、施設型給付について私学助成の水準が維持できるように、県として市町村に財政支援を行うこと。	各市町村が、子ども・子育て支援新制度に移行する施設に対して、施設型給付を適切に実施できるよう、市町村の地方単独費用部分に対する助成を検討している。 ・施設型給付費県負担金（地方単独費用補助分） 97,320千円
<b>4. 専修各種学校</b>	
(1) 私立専修学校教育振興補助金を拡充すること。 高等課程を設置している専修学校は現行2/15を3/15に引き上げ、その他の専修学校は現行1/15を2/15に引き上げること。	職業教育の振興を図るため、引き続き専修学校教育振興補助金及び、技能教育施設運営費補助に係る予算の確保を検討している。 今後、県内の学生への県内専修学校・各種学校の教育内容に関する情報発信など生徒確保の取組を強化される場合は、支援を検討したい。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（専修学校：一般分） 18,698千円</li> </ul>
(2) 技能教育施設運営費を補助すること。	<p>引き続き、技能教育施設運営費補助に係る予算の確保を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（専修学校：技能教育施設分） 81,247千円</li> </ul>
(3) 授業料減免措置を継続すること。	<p>引き続き、私立学校に在籍する生徒の授業料減免に係る予算の確保を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校生徒授業料等減免補助金 40,432千円</li> </ul>
(4) 高齢交通弱者の交通安全教室に対し補助すること。	<p>県交通対策協議会では、平成25年度から歩行者・自転車利用者を対象とした交通安全講習を実施しており、本年度は高齢者の交通死亡事故が多いことから、当初の計画を増員して市町村・関係団体を通じて受講者を募集し、実施した。</p> <p>引き続き、講習内容や募集方法等を工夫するなど、より効果的な講習となるよう、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全対策推進事業（交通対策協議会補助事業費） 6,197千円</li> </ul>
(5) 自動車学校教習用車両に対する自動車税課税を免除すること。 平成20年度までは教習用自動車に係る自動車税は全額免除であったが、営業車並みの税率課税となった。全国的にもまれであり、指定自動車教習所は公共性・公益性の強い事業を行い、地域の交通安全教育センターの役割も担っており、見直しをすること。	<p>自動車税の課税免除制度については、税負担の公平性確保の観点から、平成18年度に制度全般について抜本的な見直しを行い、自動車学校等の教習用自動車に係る自動車税については、全額免除から営業用車両並課税とする改正条例案が平成19年2月議会で議決され、平成20年度から適用しているところである。</p> <p>現在、自動車取得税廃止を含む、自動車関係税の抜本的見直しが平成29年4月に向けて行われる予定であり、営業用自動車の負担水準についてもあわせて検討がなされることとされていることから、免除制度全般のあり方について、国の検討内容も踏まえて総合的に再検証することとしたい。</p>
(6) 高齢者講習会の委託料単価を引き上げること。	<p>高齢者講習の委託料については、道路交通法施行令で定める手数料を標準として各都道府県において条例で規定されており、本県の講習委託費についても、条例の定める手数料額の範囲内で、物件費や人件費を算出した上で適正に設定しているが、今後も必要に応じて見直しを図り、適正な水準の委託費の設定を行う。</p>
5. 鳥取県私学振興会	
(1) 鳥取県私学は54校772名の教職員が在籍している。退職金給付資金給付制度及び共済制度に対する補助金を引き続き堅持すること。	<p>引き続き、私学の退職金給付及び長期給付掛け金等の助成に対する予算の確保を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校退職金給付財源補助金 92,876千円</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団補助金 12,754千円</li> </ul>
(2) 私立学校経営相談事業に対する補助金を堅持すること。	<p>引き続き、当該事業の助成に対する予算の確保を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校経営相談事業補助金 530千円</li> </ul>
6. 鳥取県私立学校協会事業への補助金を強化すること。教職員の資質向上のための研修費・教育研修費等の経費助成について継続すること。	<p>引き続き、当該事業の助成に対する予算の確保を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校協会補助金 1,670千円</li> </ul>
《県PTA協議会》	

要望項目	左に対する対応方針等
①調査研究研修事業、機関誌発行事業、鳥取県PTA研究大会、社会教育団体交流室使用助成事業、PTA指導者支援事業（継続を望む声があり、県実施からPTA実施で維持してきた）、中四国・全国PTA研究大会派遣事業（28年度は鳥取県となる予定）への支援を継続・拡充すること。	鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算において検討している。 ・社会教育関係団体による地域づくり支援事業（鳥取県PTA協議会補助金） 860千円
②各学校、特に中学校のPTAの事務は、扱うお金が複雑であり、事務職員の配置を支援する制度をつくること。	各学校のPTAは、社会教育法に基づく社会教育関係団体（任意団体）であり、その事務を行うために配置する職員の経費は、団体が負担すべきものである。
③ふれあい会館の入居団体を追い出すことがないようにすること。	ふれあい会館団体交流室の入居団体については、団体から退去の意思がない限り継続して入居を認めるよう、施設を管理している指定管理者と協定を締結している。
《県小学校体育連盟》	
①県小学校運動記録会開催事業を例年通り予算確保し、増額すること。	小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対しては、それぞれの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算において検討している。 ・学校関係体育大会推進費 35,128千円
《県中学校体育連盟》	
①県中学校総合体育大会各種競技運営費補助金、中国ブロック中学校選手権大会運営費補助金、全国大会・中国ブロック大会選手派遣補助金を継続し増額すること。	小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対しては、それぞれの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算において検討している。 ・学校関係体育大会推進費 35,128千円
《県高等学校体育連盟》	
①県高等学校総合体育大会補助金、中国ブロック高等学校選手権大会補助金、全国高等学校総合体育大会派遣補助金を継続し、増額すること。	小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対しては、それぞれの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算において検討している。 ・学校関係体育大会推進費 35,128千円
【人権施策】	
1. 人権施策は、私人間のものを中心にすえるのではなく、憲法に保障された基本的人権を中心にすえ、施策を展開すること。	憲法で保障された基本的人権を尊重するための施策を推進することは当然のことであるが、現代においては、人権侵害が生じる場面は対国家には限られず、私人間の関係においても人権侵害の危険性が高まっているといえるので同様に人権施策を推進していく。 鳥取県人権施策については、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、鳥取県人権施策基本方針を策定し、人権施策の総合的な推進を図っている。 なお、H28年度に鳥取県人権施策基本方針の第3次改訂を予定しており、外部有識者等で構成する「人権尊重の社会づくり協議会」の意見や、人権意識調査の結果、さらにパブリックコメント等、県民の幅広い意見を反映させて策定する予定であり、H27年度には改訂作業を開始する。 ・鳥取県人権尊重の社会づくり協議会費（人権施策基本方針改定作業部会）909千円
2. 同和の特別対策は終結させ、一般施策に移行させるこ	同和行政については特別措置法失効後も、差別がある限り必要な施策につき、一般施策を活用して

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
と。部落解放同盟への補助金は廃止すること。	適切に対応することとしている。 また、同和問題解決に向けた啓発の取組を支援するため、運動団体が行う啓発活動、研修事業に対して補助金を交付している。
<b>【中小企業・金融】</b>	
1. 小規模企業振興基本法は、個人事業主や従業員5人以下の「小企業者」を地域経済の主役と位置づけている。中小・小規模事業者振興条例を制定すること。従業員5人以下・家族経営の事業者の全数実態調査を市町村と共同で行うこと。中小企業政策審議会と同趣旨の検討・推進体制を設置し、小規模事業者の代表を参加させ、金融機関、自治体関係者ととともに推進をはかること。（帯広市では年74回の会議）	中小・小規模事業者振興条例については、鳥取県産業振興条例が個人事業主や従業員5人以下の事業者も含むすべての県内事業者を対象としていることから、制定の必要はないと考える。 事業者の全数実態調査については、小規模企業振興基本法第11条において、「政府が定期的に小規模事業者の実態を明らかにするため必要な調査を行う」とされていることから、現時点で県及び市町村による全数調査は必要ないと考え。 検討・推進体制については、県は中小企業振興施策の企画立案及び執行にあたり、県内中小企業、金融機関、市町村その他の関係諸機関等で構成する経済雇用対策会議等を従来から開催しているところである。
2. 「住宅リフォーム助成制度」は、県産材利用以外にも広げ、中小企業の仕事おこしをすること。	個人資産である住宅の改修等に対する助成については、県産材の活用といった政策テーマを持って行うことが望ましいと考えており、「とっとり住まいる支援事業」では県産材を0.3立方メートル以上活用して実施する住宅リフォームについて助成している。当事業は、予算規模や継続年数では全国最大規模であり、経済波及効果は高いものと考えている。 このほか、各市町村において、独自のリフォーム助成やバリアフリー化に対する助成など、地域の実情に応じた助成制度を実施しているところもあり、今後も市町村と連携、補完し合いながら、政策目的に沿ったものであれば必要に応じて制度拡充に取り組む。 なお、「とっとり住まいる支援事業」については、平成26年度に制度を見直し、助成額を45万円に拡充するとともに、伝統技能を活用した改修にも助成を行っている。 ・とっとり住まいる支援事業 315,707千円
3. 「まちなか商店リニューアル助成事業」（群馬県高崎市：1/2助成）は、商店街整備等の補助金と異なり、個々の店舗を支援するものであり、個々の事業者が取組みやすいものである。制度を創設すること。	群馬県高崎市で実施されている「まちなか商店リニューアル助成事業」のように店舗リフォーム補助を内容とし、地元商業の活性化を目的とした事業については、来街者ニーズ等を踏まえた上で、市町村がまちづくり方針等に沿って実施するべきものであると考える。 なお、県では既に、市と協調した商店街の環境整備等への支援のほか、個々の事業者が取り組む経営革新や設備投資等に対する支援制度を設けていることから、新たな制度の創設は考えていない。
4. 地元中小企業への家賃・機械リース料への支援をすること。	県内中小企業が新事業展開等を行う場合に、設備導入や設備リース料等を支援する新たな経営革新支援制度について、当初予算で検討している。 ・鳥取県版経営革新総合支援事業 226,320千円  また、企業立地事業補助金において、県内企業の新増設に係る事業所賃借料・機械リース料について、操業開始から1年間の賃借料の50/100の支援を行っている。



要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地事業補助金 1, 4 2 1, 8 3 9千円</li> </ul>
5. 小規模工事希望登録制度を復活させること。	<p>総務部が発注する県庁舎修繕及び鳥取市内の職員宿舍施設修繕においては、従来、小規模修繕事業希望者登録制度を設け実施していたが、既存の鳥取県建設工事入札参加資格者登録制度との合理性、公平性を考慮した結果、平成21年8月末に廃止し、現在は、鳥取県建設工事入札参加資格者登録制度を利用して発注している。随意契約で行う小規模な修繕、工事であっても公正性等の観点から入札参加資格者の中から業者選定することを原則としており、今後も当該方針により行う。</p>
6. 下請け単価の調査を行い、「下請け振興法」でいう、「下請け中小企業の適正な利益」を含み、「労働条件の改善」が可能となる、「振興基準」を設定すること。	<p>事業者の下請単価調査については、下請額を第三者が適正に評価できるものではないことから、現時点では実施は考えていない。</p> <p>また、経済産業大臣が定める「振興基準」では、下請事業者及び親事業者が協議によって取引対価を定めるものとされており、その際、特許権等の知的財産権の価値等について十分考慮すべきことが示されている。これを踏まえ、県としては、県内事業者が下請事業者として取引対価を協議する際に有利な条件となるよう、新たな製品・技術開発等を支援する制度を、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県版経営革新総合支援事業 2 2 6, 3 2 0千円</li> <li>・中小企業調査・研究開発支援事業 6 8, 3 1 9千円</li> </ul>
7. 公契約条例制定で、公が発注する仕事は、生活できる賃金、人間らしく働ける労働条件を確保すること。	<p>公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性などについての問題点があり、むしろ国が法律によって制度化すべきものであり、国で制度設計をきちんとしていただくことが適切と考えている。</p> <p>また、平成21年には県議会で公契約法の制定を国に求めて意見書が採択されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き国や他の地方自治体の動向を注視していきたい。</p>
8. 公共事業の最低制限価格を引き上げること。社会保険加入等も含め「公共工事設計労務単価」が引き上げられたが、末端まで徹底していない。更なる引き上げと、監督・調査を強化すること。工事見積もりの中に社会保険料負担も加えるようにすること。	<p>最低制限価格（H22年8月）・調査基準価格（H25年7月）の引き上げによる低価格入札の防止に取り組むとともに、技能労働者の賃金水準等詳細調査、下請取引等点検調査、施工体制調査を実施している。</p> <p>また、県発注の公共工事設計価格には、社会保険料相当額が含まれている。さらに、平成26年10月から公共工事の主要3工種（鉄筋工、足場工、型枠工）について、設計額に含まれる労務費、法定福利費を元請、下請双方に明示することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設技能労働者の労働環境改善と若年者の確保・育成事業 9, 4 1 0千円</li> <li>・建設業健全発展促進事業 1 8, 6 1 8千円</li> </ul>
9. 建設業では、4人未満は社会保険は任意加入であるにもかかわらず、親企業から未加入の場合仕事を出さないという事例がいまだにある。ペナルティーを設定するなどして指導を徹底すること。	<p>社会保険の適用除外事業所が国民健康保険等の適切な保険制度に加入していれば、改めて社会保険に加入し直す必要はないことについて、平成26年1月に県内建設業者に周知するとともに、契約図書においても注意喚起している。</p>
10. 地域防災に資するため、重機や除雪機などの所有や保管、修理に対する助成をすること。	<p>県管理道路における除雪のため、県では207台（車道除雪用：126台、歩道除雪用：81台）の除雪機械を保有するとともに、88台の除雪機械（車道除雪用：81台、歩道除雪用：7台）を業者から借り上げて業務を行っている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>除雪を委託する際は、保有する除雪機械を業者に貸出しする場合は必要経費（燃料費、労務費等）を県が負担し委託を行っている。また、業者から機械を借り上げる場合は、借り上げ期間中の管理費・機械損料を加えた上で必要経費を県が負担し委託を行っている。</p> <p>また、歩道除雪用機械については、県が保有する81台のうち79台を市町村及び地元ボランティア等に貸出しして除雪を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備総合交付金（除雪） 111,000千円（公共）</li> <li>・除雪事業 231,948千円（単県）</li> </ul>
<p>11. 建設業者などが入る国保組合の国庫負担を守り、負担軽減のとりくみを支援すること。出産傷病手当制度を創設すること。</p>	<p>国庫負担金については、所得水準の高い国保組合の国庫補助について、負担能力に応じた負担とする観点から、国において、医療保険制度全体の見直しの中で平成28年度から5年かけて段階的に見直すことが検討されている。</p> <p>任意給付の創設は保険者において判断をされることであり、県として制度の創設を求めることは考えていない。</p>
<p>12. 「地域金融活性化条例」を制定し、金融の公共性の発揮と円滑な資金供給に関する国、自治体、金融機関の責務を明らかにすること。中小企業向け融資は、独自の検査マニュアルや監督行政の仕組みをつくること。</p>	<p>金融機関の検査・監督は国（金融庁）の専権事項であり、県として条例制定する考えはない。</p>
<p>13. 全業種対象の「緊急保証」制度の復活を求め、県でも実践すること。</p>	<p>セーフティネット保証対象外の業種についても、県独自で金利や償還期間など対象業種とほぼ同じ条件の融資制度（経営体質強化資金）を設けており、制度の継続について当初予算で検討している。</p> <p>なお、国への要望は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業自立サポート事業（制度金融費） 855,808千円</li> </ul>
<p>14. 金融の個人保障制度が中小業者の自殺に拍車をかけている。欧米では廃止されており、廃止を求めること。</p>	<p>金融庁の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が設置した研究会が「経営者保証に関するガイドライン」を策定し（平成26年2月1日から運用）、金融庁も同ガイドラインを踏まえて監督指針を改正（平成26年1月31日付）するなど、国、金融機関等の関係機関により、経営者保証に依存しない融資の推進が図られていることから、県として廃止を求めることは考えていない。</p>
<p>15. 低利の生活福祉資金貸付制度や緊急小口資金貸付制度を抜本的に拡充すること。少額（50万円から～100万円程度）・迅速（申し込みから3営業日以内）・簡易（低所得でも借りられる）な運転資金融資を創設すること。条件無しの借換・まとめ融資制度を創設すること。</p>	<p>生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯の自立促進等を目的とした国の制度であり、これまで、緊急小口資金貸付上限額の引き上げや失業者に対する資金の創設、貸付利率の引き下げや連帯保証人要件の緩和等の拡充が行われてきている。</p> <p>現時点で抜本的な拡充を国に求めることは考えていない。</p> <p>また、新たな融資制度を創設することは考えていない。</p>
<p>【公共事業】</p>	
<p>1. アベノミクスがすすめる「景気対策」を理由にした公共事業の成長戦略は、負の遺産を残し、過去の過ちを繰り返すことになり。北東アジアゲートウェイ構想はそれに沿ったものであり、見通しのないDBSクルーズ貨客船、ソ</p>	<p>【DBSクルーズ貨客船、ソウル便】</p> <p>平成25年度に米子ソウル便を利用して6,360人/年の外国人が米子空港に訪れており、二次効果も含めた経済波及効果は560百万円となっている。また、平成26年度は円安等の背景もあり、さらに増加傾向にある。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>ウル便への異常な税金投入はやめること。竹内工業団地への23億円かかる新規貨客船ターミナル建設は中止すること。3兆円かかるとされる山陰新幹線構想はきっぱり撤回すること。地域高規格道路の倉吉北条湯原道路、江府三次道路の建設は凍結し、必要性の検証や住民意見を聴取すること。</p>	<p>また、環日本海定期貨客船について、昨年4月のセウォール号事故の影響により乗客数は去年同期比4割減となっていたが、昨秋以降回復傾向にあり、経済普及効果は186百万円と推計される。いずれも一定の効果が出ていると考えており、交流地域との国際交流も発展させつつ、経済普及効果をより一層高めるため、引き続き利用促進に努めてまいりたい。</p> <p>※米子ソウル便による韓国人利用者数 平成23年度 4,188人／平成24年度 5,166人／平成25年度 6,046人 ※環日本海定期貨客船による韓国人利用者数 平成23年度 10,450人／平成24年度 11,440人／平成25年度 11,342人</p> <p>環日本海定期貨客船航路は、外国人観光客の増加、県内企業の国際物流競争力の向上など、地域経済の発展を支える海のインフラであることから、運航の維持・安定化を図るため、引き続き支援を行う必要があると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環日本海圏航路就航奨励事業 35,100千円</li> </ul> <p><b>【貨客船ターミナル建設】</b> 現在、我が国唯一の国際定期貨客船であるDBSクルーズや大型クルーズ船は、仮設の旅客ターミナルを利用し、また原木などを取扱う貨物岸壁に係留せざるを得ない状況であり、木皮の臭いや景観について船社・旅行会社からの苦情も多い。 現在の仮設ターミナルでの暫定運用では、増加し続ける旅客の受入体制に支障を来していることから専用の旅客ターミナルの設置が急務である。 一方、DBSは旅客のみならず貨物にも対応したターミナルが必要であり、このためには物流・人流の拡大など複合的に対応可能な貨客船ターミナル整備が必要である。</p> <p><b>【地域高規格道路】</b> 地域高規格道路である北条湯原道路及び江府三次道路については、交流促進、産業振興など地域振興に資する道路であることから、関係者の意見を聞きながら早期整備に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路整備事業 315,000千円</li> <li>・地域高規格道路整備事業（北条湯原道路） 255,000千円</li> </ul>
<p>2. 公共施設や道路、河川、個人住宅も含めて、耐震化、老朽化、災害がおきにくいまちづくりの計画と推進をはかること。この仕事を地方の建設・建築業者に仕事をまわすこと。経済効果を試算すること。技術者養成をすること。</p>	<p>道路・河川等の公共施設について耐震化や老朽化対策を進めているところであるが、「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年12月公布・施行）に基づく、本県の「国土強靱化地域計画」（平成27年秋頃策定予定）の中で人命保護、行政機能障害の回避、被害の最小化、迅速な復旧復興を基本目標としたまちづくりの重点的な施策として位置づけ、更に推進を図っていく。 個人住宅の耐震化については従前より、技術者育成を目的とした講習、考査、登録の制度を実施しており、登録者についてはホームページで県民に公開している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>また、県で発注する公共工事は地域での経済効果発生の観点から、県内業者への工事発注、県内資機材の優先使用を原則としており、併せて将来の安全・安心を担う技術者の確保・養成を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化推進事業 6, 561千円</li> <li>・住宅・建築物耐震化総合支援事業 195, 968千円</li> <li>・未来を支える建設技術者・技能者の確保・育成事業 5, 130千円</li> <li>・【2月補正】将来の建設産業担い手育成支援事業 14, 751千円</li> </ul>
<p>3. 大雨による極地災害の実態を受け、国交省も「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」の検討を始めている。ダムだのみでなく、流域対策・避難対策を組み合わせた対策を。</p>	<p>全国的に局地的な集中豪雨が発生している中で、ハード対策、ソフト対策の両輪で流域対策、避難対策を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・安全交付金（河川改修） 1, 477, 000千円</li> <li>・防災・安全交付金（堰堤改良） 154, 000千円</li> <li>・防災・安全交付金（情報基盤整備） 30, 000千円</li> <li>・河川・堤防診断事業 57, 020千円</li> <li>・戦略的な水防体制構築推進事業 9, 500千円</li> <li>・防災情報システム管理運営費 80, 369千円</li> </ul>
<p>4. 低賃金のため建設労働者が減少し技術継承が危ぶまれています。労務単価が引きあがったが賃金への反映が不十分であり、末端の労働者の滝性賃金額を決めて元請け業者に支払いを義務付ける「公契約条例」を制定すること。（世田谷区では下限賃金を設定し、従わない場合は是正を要求し、是正されなかった場合は契約解除するしくみとなっている。）</p>	<p>公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性などについての問題点があり、むしろ国が法律によって制度化すべきものであり、国で制度設計をきちんとしていただくことが適切と考えている。</p> <p>また、平成21年には県議会で公契約法の制定を国に求めて意見書が採択されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き国や他の地方自治体の動向を注視していきたい。</p> <p>なお、平成27年4月1日に施行される世田谷区公契約条例は、下限賃金を設定するものであるが、これに違反した場合に契約解除する規定はない。</p>
<p>《信用保証協会》</p>	
<p>1. 経営安定関連保証強化出えん金、信用保証料負担軽減補助金を継続・増額すること。</p>	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、信用保証協会が積極的に保証承諾を行うための出えん及び制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助を、2月補正予算及び当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】信用保証料負担軽減補助金 1, 676千円</li> <li>・信用保証料負担軽減補助金 248, 743千円</li> <li>・信用保証協会出捐金 1, 500千円</li> </ul>
<p>《県左官業協同組合》</p>	
<p>2. 近年、クロス等で仕上げられるため、伝統的な左官工事が採用されず、技術継承と後継者養成ができない。左官技術・技能は短期間では習得できないため、長期的な視野に立った政策が必要である。公共事業における左官の塗り</p>	<p>県営住宅、県立学校等では内外装の一部に珪藻土塗りやモルタル塗り仕上げを採用しており、引き続き、モルタル塗り等の適した箇所をとらえて左官仕上げの採用を検討する。</p> <p>県単価に採用している左官の公共工事設計労務単価は、ここ2～3年で2割以上上昇（H24 14, 200円→H26 7, 100円）している。引き続き市場単価調査に基づき適正な単価とし</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>壁を多く採用するための支援制度の創設。左官工事単価の引き上げ。元請業者に対し、下請けの費用に法定福利費を含めるように指導すること。木造住宅を斡旋するしくみをつくること。</p>	<p>ていく。</p> <p>昨年10月に定めた「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」に基づき指導に努める。</p> <p>また、技術継承と後継者育成のため、雇用の人材育成事業の実施について、2月補正予算において検討している。</p> <p>・【2月補正】若年者等への技能承継事業 38,053千円</p> <p>なお、公共工事設計労務単価は、国・県で実施する労務費調査（労働者への賃金支払い実態）に基づき国が定めており、平成25年4月、平成26年2月に合わせて20パーセント引き上げている。今後とも適切に対応していきたい。</p> <p>必要な法定福利費の確保については、法定福利費が内訳明示された標準見積書の活用を元請及び下請業者双方に引き続き働きかけていく。</p>
<p>《県建設業協会》</p>	
<p>1. 建設業者を育成するためにも、県民の生命と財産を守る減災・防災や、住民生活に密着した必要な公共事業の、中長期の計画を策定し、計画的・安定的な予算と仕事を確保すること。</p>	<p>引き続き厳しい予算状況ではあるが、新たな地方創生戦略を最大限に活用し、「大交流時代の創造」、「安全・安心（防災・減災・国土強靱化）」、「魅力ある地域づくり（持続可能な中山間地域）」等の実現を目指し、選択と集中による効果的な予算配分について、国に要望している。</p>
<p>2. 最低制限価格の引き上げや、設計労務単価の引き上げが行われたが、低価格入札も続いている。標準歩掛りの改正、現場管理費、一般管理費等の経費率を見直し、予定価格の上限拘束性の撤廃、最低制限価格の更なる引き上げ、低入札調査基準価格のさらなる引き上げ、設計労務単価の更なる引き上げ、ダンピング対策の徹底をはかること。</p>	<p>最低制限価格（H22年8月）・調査基準価格（H25年7月）の引き上げによる低価格入札の防止や、設計労務単価の引き上げ（H25年4月、H26年2月）、施工箇所が点在する場合の間接工事費の算出方法の見直し（H25年12月、H26年5月）、維持修繕工事等の標準歩掛の見直し及び間接工事費の引き上げ（H26年10月）などを行い、ダンピング対策の徹底を図っている。</p> <p>なお、予定価格の上限拘束性については地方自治法で定められており、撤廃は困難である。</p>
<p>【農業】</p>	
<p>1. 農業予算の増額を求めること。</p>	<p>国に対しては、これまでも十分な農業関係予算の確保について要望してきたところであり、今後も農業者等の意見を聞きながら、農業関係予算の確保について国に求めていく。</p>
<p>2. TPPからの即時撤退を求めること。</p>	<p>政府は「重要5項目は守る」との姿勢で交渉に臨んでいるところであり、県としてはその状況を注視し、必要な農林水産業対策を国に求めていく。</p>
<p>3. 農業農地を営利企業に開放し、農地法、農業委員会、農協の解体につながる、「農業改革」に正面から反対すること。農協や各種の共同組織は、集落営農や担い手への支援、農産物の販路確保、加工施設の運営など地域農業の振</p>	<p>国に対しては、農業改革については、農業者や農業団体、地域住民などの現場の意見を踏まえ、慎重に検討するよう要望してきたところであり、今後も現場の意見を踏まえた農業改革となるよう国に求めていく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>興と農村社会の維持に欠かせない。総合農協の事業から信用・共済事業を分離、連合会の株式会社化（独占禁止法適用除外）など協同組合事業を営利企業と同列視した農協改革の押しつけに強く反対すること。農地の利用は農家とその共同組織優先にし、営利目的の株式会社には厳しい監視が必要であり、農業委員会の役割が重要。農業委員会制度は、自ら農地を利用する農業者の自主的管理を保証し、農業者の声を農政に反映させる戦後の民主的措置の一つです。委員の半数を選挙で選出する農業委員の構成と農業委員会の必置規制、行政への建議を法律事項として堅持するよう求めること。</p>	
<p>4. 「農業農村活力プラン」は、家族経営を中心に、「やりたい人はすべて担い手」をスローガンに、大規模経営者偏重でなく、全体として農業者を支えるものとする。また自給率や地産地消の目的を掲げ、生産、市場開拓、加工など、生産から消費までの流れを確立するしくみを構築すること。そのためにも関係施設整備や情報共有、人材育成、商品開発・販路拡大の支援を充実すること。鳥取県独自に、価格・所得補償制度を充実すること。</p>	<p>家族経営を含め、多様な担い手が活躍できる環境づくりに主眼を置きながら、鳥取県農業活力増進プランをとりまとめる。また、生産力強化や販路拡大など、生産者の所得確保につながる対策についてプランに位置づける。</p> <p>なお、県独自の価格・所得補償制度については、国が農業経営全体に着目した収入保険制度の検討を進めているところであり、その検討内容を注視していく。</p>
<p>5. 付加価値化やコスト低減等に向け、圃場の基盤整備、生産・流通・加工に関する施設・設備の更新・補修等を促進するため、強い農業づくり交付金等の拡充を求めること。</p>	<p>国庫事業については、農業振興に必要な財政措置を必要に応じて要望している。</p>
<p>6. 生産者米価大暴落で農家は米作りを辞めるとの声もいまだに続いています。緊急に政府の責任で過剰米を買い上げ、半額に減らした米所得保証制度をもとの15000円/10㍏にもどすこと。米価補填を国に求め、県も補填制度を創設すること。米価に過去3年の生産コストの平均との差額を補填する「不足払い」制度の創設を求めること。合わせて、生産調整参加者に15000円/10㍏の所得補償をすること。政府の責任で過剰米を買い取る需給調整のしくみを構築すること。備蓄米100万トン以上を確保し、輸入米の主食用への流入規制、加工米も国産米で対応。また新しい米の食用油の開発・生産への支援をすること。</p>	<p>過剰米の主食用米市場からの隔離については、1月5日にも国に要望したところであり、需給の適正化に向けた取組について引き続き要望していきたい。</p> <p>価格補填については、国の施策の見直し状況を注視し、改善が必要な内容があれば要望していきたいと考えるが、県単独で制度を創設することは考えていない。</p> <p>備蓄米、輸入米については、国で判断することであり、県として要望することは考えていない。</p> <p>加工米については、活用する民間企業等に対して強制することはできないと考える。</p> <p>米の食用油はすでに市販されており、県として支援に取り組む考えはない。</p>
<p>7. 大手流通企業による買い叩きや、産地・品種・品質の</p>	<p>特定の農産物の流通業者に対する財政的な支援はできない。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
偽造表示など無秩序な流通を規制するルールをつくること。年間を通じて、計画的に週出荷・販売する業者・団体に対して金利・倉庫料など必要な助成をすること。	
8. 米の生産調整は、水田における、麦・大豆・飼料作物の増産と一体で取り組むこと。転作作物への条件を思い切って有利にし、増産できる条件を整えることを優先すること。当面、麦・大豆・飼料作物などの助成金を10㍻平均5万円（現在3万5千円）に増額。米粉・飼料用米は平均8万円の助成、原料として受け入れる地場の加工企業などへの支援を強め、輸入から国産・県産にシフトしていくこと。	米の生産調整については、従来から麦・大豆・飼料作物等の推進と一体的に進めており、今後も同様に推進していきたい。
9. 27年産から、飼料米は本格的な生産拡大に向け、専用品種の種子の確保や施設の再編整備をすすめることなり、計画的な生産拡大がはかれるよう、予算措置、長期的かつ継続な支援を行うこと。	飼料用米に対する国の助成措置は平成27年度も継続されており、引き続き現行水準が維持されるよう要望していきたい。
10. 飼料米への転換は、これまでに対応してきた「日本晴」をすすめつつ、中山間地域では、品種の特性上熟期が合わないため、中山間地域に合う知事特認の早生多収品種導入の検討をすること。（例：こがねひかり）。また、県内3JAの推進方向と作付目標（主食と飼料用米等用途別）を設定する枠組みは、今後も一層重要であり、配分が仮に廃止されたとしても、引き続き行政・JAが一体となって取組を継続すること。	飼料用米は転作作物の重点品目として取組を推進しており、中山間地域向けの多収性専用品種として極早生品種の「コガネヒカリ」（知事特認品種として承認済）について、平成28年産以降の本格栽培に向けて推進したい。また、主食用米、飼料用米等の作付推進計画については、引き続きJAと連携しながら、適正に進めていきたい。
11. 世界では米が不足しているときに、ミニマムアクセス米の輸入は食料不足を加速させるモノであり、廃止を求めること。輸入機会の保証であって義務ではない。	ミニマムアクセス米は、国の責任において対応されるべきものであり、県から廃止を求めることは考えていない。
12. 中間管理機構の業務に、耕作放棄地の復旧を位置づけ、自治体、農協、農業委員会と協力して農地の維持・利用改善に役立てるようになる。各種耕作放棄地対策事業の活用も検討すること。	耕作放棄対策の推進のため、農地中間管理機構を取り組み主体に含む単県の耕作放棄地再生推進事業の実施について、引き続き当初予算による対応を検討する。 ・耕作放棄地再生推進事業 25,000千円
13. 集落営農や大規模農家も応援するよう、機械・設備の導入・更新の際の助成や低利融資を行うこと。また実務や資金管理、販路確保の負担軽減をはかること。集落の共同が困難な地域では、当面、自治体や農協の出資する法人で農地の管理を進め、耕作放棄地がすすまないようにするこ	集落営農や認定農業者等の経営基盤の強化に向け、機械施設整備導入等の支援措置を講じるとともに、農業経営の法人化や農業法人の経営安定化に係る実務、経営管理能力向上を支援するための専門家派遣等を行っているところであり、当初予算において引き続き支援を検討している。 なお、課題解決に向けて、人・農地プラン等の地域での徹底した話し合いを引き続き推進していく。 ・集落営農体制強化支援事業 40,472千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
と。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなでやらいや農業支援事業 322,395千円</li> <li>・農業法人設立・経営力向上支援事業 17,329千円</li> </ul>
14. 「人・農地プラン」や「地域営農ビジョン」の策定や見直しが求められており、地域営農をコーディネートする人材育成のための支援をすること。	<p>人・農地プランの作成、見直しや推進に向けた地域連携推進員の設置を支援するよう、引き続き当初予算で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積総合推進事業（人・農地プラン作成事業） 55,182千円</li> </ul>
15. 「新規就農者支援条例」を制定し、研修・教育、農地の確保、資金販路や住宅の紹介など総合的な支援制度を恒久化すること。青年就農給付金制度は、親元就農の場合5年以内に経営譲渡する等の要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にするよう求めること。せつかく新規就農しても支援も途絶え離農者が出ている。新規就農者への中長期的な支援施策をつくり、特に果樹栽培は、所得確保に数年かかるため初期投資支援をすること。各地区水田農業再生協議会への担い手育成の専従者配置を、市町村にはたらきかけること。新規就農者を受け入れた法人への支援は経営が安定するまで行うこと。新規就農には、農地、機材、住居等の確保が必要であり、県内空き家や離農者の農地・資材等の情報を整備し、窓口を一本化して、情報提供すること。	<p>新規就農者の支援については国において、青年就農給付金事業や農の雇用事業の支援策を講じており、県でも研修から着地、就農後の早期経営安定に向けた総合的な支援をしているところであり、当初予算において引き続きの支援を検討している。</p> <p>なお、担い手育成の業務は人・農地プランの地域連携推進員の業務で実施可能であり、市町村に設置を働きかけるとともに、新たに農業大学校に市町村、JA等と連携し地域の受入体制を構築した中で先進農家で研修を行う研修コースの設置を当初予算で検討しており、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構を中心に関係機関が連携して農地、機材、住居等の情報提供も含め新規就農者の定着・育成に向けた体制強化を図っていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者総合支援事業 501,829千円</li> <li>・鳥取暮らし農林水産就業サポート事業（新規就業者早期育成支援事業） 122,494千円</li> <li>・次世代を担う農業人材育成研修事業 15,629千円</li> </ul>
16. 農地法改訂で、農外企業の農地利用に道が開かれたが、もうけ第一の株式会社の進出は優良農地で成り立っている農家や集落営農と競合しおいだすことにもなりかねない。株式会社の農地所有の解禁や農業生産法人のさらなる要件緩和には厳しく反対すること。戦略特区の名目で農地法を形骸化する農業特区は中止を求めること。	<p>株式会社の農地所有等に係る制度の見直しについては、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後の見直しに際し検討することとされており、また、当面の農業生産法人の要件緩和については、国において法案が検討されており、これらの状況を見守りたい。また、国家戦略特区については、該当区域における産業の国際競争力の強化等を図るために国が指定し、規制の特例を措置する制度であることから、国における当該特区の効果の検証を見守りたい。</p>
17. 安心して農業生産に取り組み、農村に暮らし続けられる条件は、安定した農業所得です。農産物の価格保証を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする施策を行うこと。 品目別（畑作、果樹、野菜、畜産）の価格・経営安定制度の導入を求め、国土や環境保全などの多面的機能の評価した所得補償の抜本的拡充を求めること。新たに創設された多面的機能支払い制度は生産現場の声を聞き使いやすく、全ての地域で取り組めるものとする。生産コスト	<p>国において収入保険制度の導入を検討しているので、動向を注視したい。</p> <p>多面的機能支払については、今年度から交付単価の引き上げや、現場が取り組みやすい制度に見直しされたところであり、関係者に周知するとともに、普及啓発に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・水保全活動交付金事業 852,492千円</li> </ul>



要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
がつぐなえ、他産業のみの所得が得られる条件を補償すること。	
18. 自給率の極端に低い麦・大豆の増産は急務であり、土地条件の改良や栽培技術・品種野改善、加工・流通への支援等をあわせて、麦・大豆に生産費と販売価格の差額補填する交付金制度を復活・充実すること。需要拡大にとりくむこと。	麦、大豆は、本県の気象条件等では生産が安定しにくい面もあるが、J Aとも連携した技術指導等により、生産安定、作付推進に取り組みたい。また、生産費と販売価格の差額補填に関しては国の制度を活用しながら、実需者との結びつきによる需要拡大の取組を支援していきたい。
19. 酪農・畜産	
①日豪E P Aによる関税引き下げの影響試算を早急に行い、輸入飼料に依存し大規模化に偏重した畜産政策を見直し、日本の大地に根ざした循環型の畜産経営の支援を強化すること。	日豪E P Aの関税引き下げの影響試算は国において行っていないが、まずは、国が行うべきである。飼料用米の利用拡大や自給飼料の生産拡大について引き続き支援していきたい。 ・飼料用米利用拡大推進事業 28, 130千円 ・畜産飼料増産対策事業 11, 740千円
②加工原料乳は、生産費を基準とする不足払い制度の復活を求め、チーズや生クリームまで対象を拡大すること。	平成26年度から、別制度で補給金が支払われていたチーズも当制度に加わっており、品目の拡大については国の動向を引き続き注視したい。
③肉用子牛補給金や牛・豚肉の価格・経営安定対策は、単価や補填水準を引き上げ、再生産可能となるよう改善・充実すること。生産費算定基礎の中に、導入・出荷にかかる輸送費等の経費を盛り込むこと。	肉用子牛生産者補給金や牛・豚肉の価格・経営安定対策は、安定した畜産経営を図るため国が実施すべき対策であり、国の動向を注視したい。輸送費についても国の動向を注視したい。
④飼料作物の増産支援のため、水田・畑・採草地への直接支払いを拡充し、飼料の広域流通体制を整備すること。	水田での直接払い交付金で飼料用稲など飼料生産が拡大しており、県内でも地域を越えた利用が行われていることから、引き続き推進を図りたい。
⑤生乳の国内需要に影響を与えないよう乳製品のカルントアクセスの輸入を規制を求めること。	国内需要に影響がでないよう取り組まれていることから、今後も国の動向を注視したい。
⑥円安がもたらした飼料価格の高騰による畜産経営の破綻を防ぐため、配合飼料価格安定基金からの補填を安定的になるよう財源確保すること。現在の価格高騰対策として、借入金の返済への円滑な対応を措置すること。	配合飼料価格安定基金は、平成26年度から補填条件が緩和され、国でも枯渇を防ぐ対策を行うなど柔軟な対応を図っており、補填金を確保できる体制を整えていることから国の動向を引き続き注視したい。
⑦経営者の高齢化や将来への不安等から和牛繁殖や酪農の生産基盤が縮小する中、地域の生産基盤の維持・拡大をはかるため、増頭対策、施設整備支援、搾乳ロボットなど省力化の技術導入、雄雌判別精液や受精卵移植の活用、酪農ヘルパーやキャトルセンターなど地域営農支援組織の支援を拡充すること。	酪農・肉用牛等生産基盤の維持拡大のため予算要望を行っており、引き続き支援を行うと共に、畜産経営を支える酪農ヘルパー事業等についても継続して支援を行う予定である。 ・鳥取和牛振興総合対策事業（担い手施設整備支援） 22, 300千円 （新規参入支援） 9, 600千円 ・次世代につなぐ酪農支援事業 41, 000千円
⑧家畜衛生対策に必要な予算を十分確保すること。自給	家畜衛生対策に必要な予算は当初予算で検討中であり、自給飼料の生産拡大のための支援及び和牛

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
飼料の活用促進のため、コントラクターやTMRセンターの育成・強化、放牧の拡大、自給飼料の広域流通など、地域の実情に応じた対策の支援をすること。	放牧への支援なども当初予算で検討している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜衛生対策事業 23,182千円</li> <li>・畜産飼料増産対策事業 11,740千円</li> </ul>
⑨県内の畜産・酪農の生産基盤体制強化のための協議の場がない。耕畜連携、景観保全対策を含めた総合的な畜産振興に資する中長期戦略を樹立するためのプロジェクト（県・行政・JA等）を設置すること。	協議の場を設置することとし、耕畜連携等を含めた総合的な畜産振興について、農協等の関係者とともに協議を行いたい。
⑩第11回全国和牛全共対策として、県内優良素牛の県外流出がないよう、産子導入・保留に対する支援を拡充すること。（例：県内・地域保留のために、導入費が50万円を超える場合は、県・市町村の支援をすること。）。酪農家への「借り腹料」に対する助成、判別乳用精液の利用促進・受胎率向上支援、鳥取和牛・鳥取F1牛の生産基盤回復のためのプログラムの確実な進捗をはかること。	県内優良子牛の産子導入・保留に対する支援は当初予算で対応したい。「借り腹料」への助成は農家間の適正な取引を阻害する可能性があるため行わないが、性別判別乳用精液の購入補助も含めた受胎率向上試験を当初予算で検討中である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取和牛振興総合対策事業（繁殖用雌子牛導入支援） 11,450千円</li> <li>（繁殖用雌子牛県外導入支援） 3,800千円</li> <li>（肥育素牛導入支援） 7,800千円</li> <li>（高能力子牛特別支援） 9,800千円</li> <li>（借り腹確保対策実証試験） 1,000千円</li> </ul>
⑪乳用牛緊急増頭事業等酪農生産基盤回復のための支援をしているが、生乳生産量の減少が止まらない。既存生産者への支援と同時に、東部・中部・西部の各地に、一定規模の酪農経営が可能となる施設用地、地権者との合意取り付けに対する行政支援をすること。	県内処理乳量6万トンの維持のため、大規模酪農の育成が必要である。今後は、国事業（畜産クラスター事業）に基づき、関係団体や市町村・生産組織等で構成する協議会（東部・中部・西部）を立ち上げ、協議会の中で施設の設置場所や周辺住民への理解等についても検討したい。
⑫27年10月第14回全日本ホルスタイン共進会（北海道）へ鳥取県から9頭出品予定であり、鳥取県のPRの場として全県的な取組の支援をすること。高等学校特別枠（1校1頭）があり、出場について、予算も含めて教育委員会と相談すること。	平成26年7月に「全日本ホルスタイン共進会対策委員会」を結成し、共進会に向けて団体や行政機関一体となって取り組んでおり、出品牛の選定に必要な経費について支援を検討している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本ホルスタイン共進会対策事業 5,519千円</li> </ul> <p>なお、第14回全日本ホルスタイン共進会には、倉吉農業高校が出場を予定しており、出場のための経費支援について、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校裁量予算学校独自事業（倉吉農業高校） 7,122千円</li> </ul>
20. 野菜や果樹	
①作況や輸入、景気の影響をうけ、生産低下や価格低下が度々起きている。野菜価格安定制度の対象品目や産地を拡大し、補償基準価格をひきあげること。	国の野菜価格安定事業において、平成26年度から指定産地の面積要件の緩和や、対象出荷期間の延長、重要特定野菜の品目追加がされたところである。平成27年度は保証基準額の見直しも実施される予定であり、今後も動向を注視したい。 国の野菜価格安定事業の要件に満たない対象品目や産地についても、単県事業で引き続き支援していく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜価格安定対策事業 40,406千円</li> </ul>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
②梨の価格補償制度を創設すること。	国において収入保険制度の導入を検討しているため、動向を注視したい。
③果樹の同一品種も含めた改植・新植等への支援をおこなうこと。	<p>果樹農家の所得向上を図るため、梨「新甘泉」「秋甘泉」、柿「輝太郎」等の高単価で販売できる優良品種の改植・新植や同一品種であっても優良系統への改植等の支援を引き続き当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取梨生産振興事業 148,229千円</li> <li>・鳥取柿ぶどう等生産振興事業 17,934千円</li> </ul>
④輸入と競合する加工・業務用野菜の需要増をふまえ、加工・業務用の生産性工場をはかる支援を強化すること。加工・業務用果樹に対して、産地が活用しやすい制度をつくること。	<p>JAグループが取り組む加工・業務用野菜の現地実証ほ等に係る経費に対する支援を当初予算で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸産地活力増進事業（経営多角化タイプ：JA向け） 2,000千円</li> </ul>
⑤低コスト・省力化栽培への支援をすること。	<p>鳥取県版の網掛け施設及びパイプハウスの低コストモデルの導入や機械の共同利用、梨ジョイント栽培等への支援を当初予算で検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取梨生産振興事業 148,229千円</li> <li>・鳥取柿ぶどう等生産振興事業 17,934千円</li> <li>・園芸産地活力増進事業 102,446千円</li> </ul>
⑥安定的な労働力確保のため、受委託組織への支援を強化すること。	<p>特に果樹については、高齢化によって管理作業が困難になっていることから、スピードスプレーヤー等の防除用機械を共同利用しながら、防除体制の再編を行う取組に対する支援の継続について、当初予算で検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取梨生産振興事業（低コスト・体制強化事業） 6,000千円</li> </ul>
⑦施設園芸への燃油高騰対策を強化すること。	<p>平成24年度補正事業で創設された国の燃油価格高騰緊急対策を活用して、鳥取県施設園芸省エネ推進協議会を通じて花農家等の燃油経費に対する支援を行っており、今年度についても取組を継続する予定である。</p>
⑧霜被害対策は、防霜ファン、燃焼機器等の施設整備補助制度を創設しているが、未着手の農家もあり、次年度も事業を継続すること。低コスト網施設の助成をすること。	<p>防霜ファンやスプリンクラー散水施設をはじめ、強風や雹・アラレ等の被害軽減に有効な網掛け施設等も含めた支援の継続を当初予算で検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹等気象災害対策事業 8,000千円</li> </ul>
⑨全農等が、県内農業法人の一つを、加工・業務用野菜等生産モデル地区として、県外業者との実証試験にとりくむことを予定しているが、更にモデル地区を増やすための支援をすること。具体的には、品種選定にかかる適正試験や産地指導支援、低コスト輸送体制支援をすること。	<p>JAグループが取り組む加工・業務用野菜の現地実証ほ等に係る経費に対する支援を当初予算で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸産地活力増進事業（経営多角化タイプ：JA向け） 2,000千円</li> </ul>
21. 中山間地域直接支払い制度を恒久化させるため法制化	中山間地域等直接支払制度は、国に要望しており、平成27年4月1日から法制化され、恒久制度

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>を求めること。集落協定の要件緩和、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化を求めること。高齢化率が高い集落や樹園地は補償水準を手厚くすること。水田・畑地、樹園地など地目に応じた所得補償の実施を求めること。</p>	<p>となる。  来年度から新たに始まる第4期対策（H27～H31）では、条件が特に厳しい超急傾斜農用地への加算措置等や交付金の返還免責事由の緩和等が検討されている。  ・農地を守る直接支払事業 909,589千円</p>
<p>22. 災害補償制度・共済制度は、すべての農家を対象となるようにすること。そのため、加入率の低い果樹の掛け金への県の支援をすること。昨春の霜被害による所得減への直接補填を検討すること。</p>	<p>農家の気象災害に伴う収入減への自己防衛策としては農業共済への加入が基本であることから、県は、果樹共済への加入促進を図るため、新規加入者への掛金助成をする。  災害補償制度・共済制度については、国において収入保険制度の導入を検討しているため、動向を注視したい。  ・柿梨茶霜被害対策事業（果樹共済加入促進事業） 2,280千円</p>
<p>23. 規模拡大や6次産業化、税務対応強化等に必要となる農業者の経営管理能力向上を図るため、農業者への記帳指導・支援に係る体制整備と、その取組に対する支援策を講じること。</p>	<p>農業改良普及所においては、認定農業者等主要な担い手に対し行う農業経営指導活動に引き続き取り組みたい。</p>
<p>24. 新規就農者支援や6次産業化など農業改良普及員の役割は増大している。増員をすること</p>	<p>厳しい財政状況の続く中、スリムで効率的な行政体制が県民に求められている。その中で農業関係職員の人数も限られており、農業改良普及所職員の増員は困難である。農業者への支援にあたっては、普及所も含め農林局一体となって、しっかりと進めていく。</p>
<p>25. BSE全頭検査を復活させること。</p>	<p>本県におけるBSE検査は、国が最新の科学的知見に基づき安全性を評価して定めた検査対象月齢の48か月齢超を妥当と判断し、平成25年7月1日から検査対象月齢を見直して実施している。全国の自治体も一斉に全頭検査を見直していることから、全頭検査の必要性はないと考えている。</p>
<p>26. 不足している獣医師の確保と採用計画と具体策をもつこと。</p>	<p>獣医師確保対策として、獣医系大学生を対象に職場体験研修を当初予算で検討している。  ・鳥取県獣医師職場体験研修事業 802千円</p>
<p>27. マクドナルドなどから異物混入が発覚している。通報制度やチェック体制の確立を求めること。すべての食品の原料・原産地表示をすべての加工品に実施すること。来年度から実施される地理的表示保護制度の普及啓発をはかり、活用を促進すること。</p>	<p>昨今の全国的に頻発している食品への異物混入事案を受け、消費者から寄せられた健康被害につながるおそれが否定できない情報を県に報告することの義務付けや、HACCPによる食品の衛生管理を行う事業者の認定制度の創設について、鳥取県食品衛生法施行条例を改正することとしている。また、原料・原産地表示については、食品衛生法及びJAS法に基づく品質表示基準により全国共通の基準が定められており、県独自の基準策定は考えていない。  地理的表示保護制度は、農林水産省が平成27年6月施行に向けて準備を進めており、今後、その制度設計等の内容を踏まえ、県内産地が本制度を活用できるよう普及を行っていく。</p>
<p>28. 食の安全や環境に配慮した有機農業に一定の基準で所得補償を実施すること。</p>	<p>取組者のグループ化等による販路拡大や販売業者と協力した消費者PR推進について、当初予算による対応を検討している。  ・有機・特別栽培農産物等総合支援事業 4,605千円</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
29. 農山漁村の地域活性化をはかるため、学童を対象とした農山漁村での宿泊による農林漁業体験、高齢者や障害者のための福祉農園、都市住民ニーズに答えた体験農園のとりくみなど、農業・農村の核となる人材育成に必要な予算を確保すること。	<p>農作業等の体験機会を提供する取組や農山村と企業による資源保全活動への支援に加え、農福連携を推進しながら、農業農村の核となる人材を育成していく。また、農業と観光の連携など、農村の活気づくりを支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育ファーム支援事業 310千円</li> <li>・みんなで取り組む農山村保全活動支援事業 17,481千円</li> <li>・農福連携推進事業 8,538千円</li> <li>・【2月臨時議会補正】元気な里山応援事業 15,885千円</li> </ul>
30. 食育の推進や地域の活性化を進めるため、学校給食における地元産・国産農畜産物の利用拡大を予算措置も含めてすすめること。	<p>市町村等が実施する学校給食への県産食材供給体制の整備等を支援するとともに、県産米を使用した米飯給食等を支援する事業を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食等食材供給システム化促進事業 450千円</li> <li>・ごはんを食べよう学校給食支援事業 390千円</li> <li>・鳥取県学校給食会への助成 700千円</li> </ul>
31. 鳥獣被害対策	
①今までなかったカラスの捕獲奨励金をつくること。	鳥獣の捕獲奨励金については、市町村の財政的負担も伴うことから、カラスについて制度の創設が適当かどうか市町村の意見も聞きながら検討していきたい。
②奨励金は、個体の一部を切り取って提出をして捕獲頭数を確認していたが、捕獲者のストレスが大きいため、個体提出で個体数を確認すること。	捕獲個体は各市町村で定めた方法により確認、処理されているところである。
③捕獲したシカ・イノシシを2時間以内に解体処理施設に持って行くには現場からの確認事項が多すぎるので、現場写真での対応できるよう確認を簡素化すること。	捕獲個体は各市町村で定めた方法により確認、処理されているところである。
④飼料作物のシカ・イノシシ被害の救済制度はないため、救済制度を創設すること。	現在、飼料用作物については、米に対する共済制度はあるものの、トウモロコシなどは対象となっていない。国が検討している農業収入保険制度の動向を注視していく。
32. 中山間地域は兼業農家が中心とならざるを得ず、人口減少にはどめをかけるためにも、第一次産業と連携した地場産業を育成し、将来を担う若い人が安心して働くことができる場を確保すること。	<p>6次産業化や農商工連携の推進に向け、農林漁業者、食品加工事業者の人材育成や商品開発、施設整備を支援し、一次産業と連携した地場産場の活性化を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〈鳥取フードバレー戦略事業〉6次化・農商工連携支援事業 79,856千円</li> <li>・〈鳥取フードバレー戦略事業〉鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金 355,194千円</li> <li>・〈鳥取フードバレー戦略事業〉地域資源活用・農商工連携促進事業 9,977千円</li> <li>・【2月補正】元気な里山応援事業 15,885千円</li> </ul>
《土地改良事業団体連合会》	
1. 土地改良区等運営指導事業、管理指導センター・換地センター運営費の継続と、県費嵩上げの増額を。県費50%が78%の府県に至っているのに、いまだに鳥取県の25%は遅れている。	<p>土地改良区等運営指導費、管理指導センター・換地センター運営費については、当初予算による対応を検討している。ただし、県負担率については、中国四国農政局管内の状況を勘案し、25%としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区基盤強化支援事業 10,292千円</li> </ul>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>2. しっかり守る農林基盤交付金は、災害の早期復旧でも重要な役割を果たしている。継続し、増額すること。</p>	<p>しっかり守る農林基盤交付金は、平成26年度と同様に災害復旧による緊急対応で通常基盤整備枠が影響を受けないよう、災害復旧枠を別途設けるよう当初予算において検討している。 事業主体である市町村は、優先順位付けにより予算の範囲内で計画的に執行していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しっかり守る農林基盤交付金（通常基盤整備枠） 185,000千円</li> <li style="padding-left: 150px;">（災害復旧枠） 20,000千円</li> </ul>
<p>3. 農業基盤整備促進事業の予算確保、多面的機能支払い交付金は要望に対して満額確保をすること。</p>	<p>農業基盤整備促進事業（県事業名：農業体質強化基盤整備促進事業）は、要望のあった全ての地区について対応出来るよう、2月補正予算及び当初予算において検討している。 また、多面的機能支払（県事業名：農地・水保全活動交付金事業）についても、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【2月補正】 農業体質強化基盤整備促進支援事業 18,590千円</li> <li>・ 農業体質強化基盤整備促進支援事業 90,542千円</li> <li>・ 農地・水保全活動交付金事業 852,492千円</li> </ul>
<p>《県農業会議》</p>	
<p>1. 農業委員会活動強化対策事業、農業会議運営・活動費、構築集積支援事業、新規就業者早期育成支援事業、農業法人・経営力向上支援事業は、予算を継続し増額すること。</p>	<p>平成26年度と同程度の事業継続を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地集積総合推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>（農業委員会活動強化対策事業） 8,647千円</li> <li>（農業会議運営費） 2,565千円</li> <li>（機構集積支援事業） 10,675千円</li> </ul> </li> <li>・ 鳥取暮らし農林水産就業サポート事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>（新規就業者早期育成支援事業） 132,908千円</li> <li>・ 農業法人設立・経営力向上支援事業 17,329千円</li> </ul> </li> </ul>
<p>【林業】</p>	
<p>1. 森林所有者と素材生産業者、製材業者、大工・工務店が連携して、地域の実態に即した森林資源の循環システムを構築するしくみをつくり、支援すること。</p>	<p>県産材の利用を更に推進するために、川上から川下までの関係者が一体となって取組を検討・実行していく体制の構築について、関係者の意見を伺いながら取り組んでいく。</p>
<p>2. 2010年に「公共建築物等木材利用促進法」が制定されたが、公共建築物から木造建築が事実上排除され、木造の設計・建築技術者が不足し、2013年の木造化率は10%になっていない。技術者の育成、技術の開発・普及にとりくみ、利用促進体制を構築すること。ガードレール、高速道路騒音壁など新たな利用の開発をすすめること。</p>	<p>公共施設等の木造化及び県産材の新たな利用の開発について、引き続き、当初予算において検討する。 さらに、県産材製品・県内技術で建設する工法の検討等への支援について、当初予算において検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【2月補正】 鳥取県緑の産業活力創生プロジェクト事業 1,680,000千円</li> <li>・ 県産材の利用推進による林業・木材産業活力創生事業（とっとり「地材地建」推進事業） 2,000千円</li> </ul> <p>民間技術者の育成については、「伝統建築技能者団体活動支援事業」により、伝統技能の継承を推進するために、建築技能者団体に対して、研修等に係る費用を助成しており、引続き当初予算で検討</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統建築技能者団体活動支援事業 3, 500千円</li> </ul>
<p>3. 木質バイオマス等木材資源の多面的な利用は、大規模ではなく、地域循環に資する方向性をもって行うこと。またバイオエタノールの開発、ペレットストーブ助成の嵩上げなど、普及促進を図る手立てを充実すること。</p>	<p>平成26年度に支援を行った若桜町・智頭町をはじめ、従来から地域における資源の循環利用に資する木質バイオマス利用の取組も推進しており、今後も具体的な事業を伺いながら取り組んでいく。</p> <p>バイオエタノールについても平成26年度に鳥取大学と連携して実用化開発に取り組んだところであり、実用化に必要な燃料供給量等を考えると県内で調達できる資源量が不足しており、現状では商業化は困難であること、更なる資源調達先の確保や事業コストの低減などの検討が必要と考えている。</p> <p>また、一般家庭向けのペレットストーブや薪ストーブに関しては、導入支援を市町村と連携して行っている。小規模であっても広範囲な地域で着実な実績を積み重ねることも重要であると考え、さらなる実施市町村の拡大を図っていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型エネルギー設備導入推進事業(薪ストーブ等導入事業) 5, 000千円</li> </ul>
<p>4. 間伐材助成制度は、最低でも現在の単価を維持し、引き上げも検討すること。</p>	<p>間伐材搬出等事業については、単価を含めて当初予算の中で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐材搬出等事業 690, 000千円</li> </ul>
<p>5. 「地方創生」の中に、林業を位置づけ、県下山村集落をモデル地区とした総合対策事業を確立すること。</p>	<p>現場のご意見を聞きながら、地方創生の取組の中で検討する。</p>
<p>6. 森林整備促進のため、間伐材搬出促進事業（長期継続と単価増）、森林整備加速化・林業再生基金事業（延長と複数年にわたる予算措置）、造林事業・松くい虫被害山林再生施業費用の所有者負担軽減、林内路網整備支援、高性能林業機械導入支援、森林境界明確化と地積調査支援、森林鳥獣対策等、事業の継続と予算増をはかること。</p>	<p>森林整備加速化・林業再生基金事業については、国の経済対策（平成26年度補正予算）において、平成27年度に限り事業の延長ができることとなったことから、県としても検討している。なお、複数年にわたる予算措置については、関係者の意見を伺いながら、国に対して提案していくことを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】鳥取県緑の産業活力創生プロジェクト事業 1, 680, 000千円</li> <li>・間伐材搬出促進事業 690, 000千円</li> <li>・路網整備推進事業 17, 671千円</li> <li>・低コスト林業機械リース等支援事業 107, 000千円</li> <li>・造林事業 1, 225, 942千円 等</li> </ul>
<p>7. 公共施設等への木造化推進をはかること。地元企業ができる工法（アトラス工法）を採用することで、推進をはかること。</p>	<p>公共施設等の木造化については、「鳥取県緑の産業活力創生プロジェクト事業」により引き続き推進していく。さらに、県内の中規模建築物を県産材製品・県内技術で建設する工法の検討等を支援し、県産材を県内建築物に使用する「地材地建」体制の強化も進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】鳥取県緑の産業活力創生プロジェクト事業 1, 680, 000千円</li> <li>・県産材の利用推進による林業・木材産業活力創生事業（とっとり「地材地建」推進事業） 2, 000千円</li> </ul>
<p>8. 木質バイオマス事業用原木流通費用支援（搬出・運搬）を継続し、予算を増やすこと。</p>	<p>木質バイオマス発電用燃料原木の安定供給体制を構築するため、未利用材等の集材・搬出等の掛増し経費の支援継続について、当初予算の中で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマス燃料供給支援事業 22, 000千円</li> </ul>
<p>9. 山間部における林業労働者の安全確保と効率的な作業</p>	<p>衛星携帯電話の導入に対する支援について、当初予算において検討する。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>を確保するため、衛星携帯電話の取得に必要な予算を措置すること。(30万/基かかり、8組合10チームあり、2400万円必要である。)</p>	<p>・森林整備担い手育成対策事業 26,566千円</p>
<p><b>【漁業】</b></p>	
<p>1. 所得対策確立のため、「共済・積み立てプラス」制度の拡充、水産資源保全のための休漁・減船による減収補填の充実を求めること。</p>	<p>漁業関係者から具体的な話があれば聞いてみたい。</p>
<p>2. アベノミクスによってもたらされた、燃油、漁船・漁具等の価格高騰に対する国の支援の強化を求め、県独自の上乘せ支援制度も創設すること。</p>	<p>平成26年4月14日、漁船用燃油高騰・コスト低減対策の充実について従来から国に要望している。また、県としても省エネルギー化により漁業経営の改善を図るため、当初予算で検討している。</p> <p>・省エネ漁業推進事業 29,466円</p>
<p>3. 「境港お魚ガイド活動支援事業」は、24年度から実施しているが、利用実績も上がっており、さかいみなと漁港・市場活性化ビジョンの中の「親しまれる漁港・市場づくり」の実現にむけても、今後とも事業を継続すること。</p>	<p>境漁港の見学ツアー及び魚食普及活動等の取り組みを継続するよう、当初予算で検討している。</p> <p>・境港お魚ガイド活動支援事業 2,532千円</p>
<p><b>【震災復興・防災対策】</b></p>	
<p>1. 災害復旧や復興だけでなく、災害発生をおさえる予防対策、乱開発中止、防災施設の整備等防災のまちづくり、観測体制や消防等の地域防災力強化、生活再建を、セットで対策すること。</p>	<p>災害対策のためには、ハード・ソフト対策を一体的に実施していくことが不可欠であり、予防対策を含めた「震災対策アクションプラン」施策の実施を図っていくとともに、地震津波被害想定の見直しを平成27年度にかけて実施している。</p> <p>自助・共助を担う県民一人ひとりの防災意識の高揚や女性による防災活動を推進するため、鳥取県防災・危機管理対策交付金による支援(メニュー見直し)、また、住民主体の防災体制の構築支援事業のほか、即時動員力と地域密着性を有する消防団を中核とする地域防災力強化のためのモデル事業を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震被害想定見直し事業 44,244千円</li> <li>・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業 62,500千円</li> <li>・住民主体の防災体制づくり事業 6,464千円</li> <li>・元気な消防団づくり支援事業(消防団を中核とする地域防災力強化モデル委託事業) 900千円</li> <li>・県民と共に守る防災活動実践事業 5,372千円</li> </ul> <p>また、災害が頻発化している状況にあって、限られた予算の中、「選択と集中」という観点から、災害復旧事業はもとより、防災・減災に係る河川改修や砂防施設などのハード対策、警戒避難体制の充実のための災害情報の迅速・適確な情報提供などのソフト対策について、当初予算において計画的に実施し、県土の強靱化に向けて積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、災害に強いまちづくり、防災・減災対策に資する国土強靱化地域計画を策定し、より一層計画的に推進するため、当初予算による対応を検討している。</p>



要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化推進事業 6, 561千円</li> </ul>
<p>2. 被災者生活再建支援法支援金を300万を500万に引き上げ、県制度は、一部損壊の制度を復活させること。</p>	<p>国の被災者生活再建支援制度の上限額の300万円については、応急仮設住宅建設費用等との均衡が図られているところであり、要望することは考えていない。</p> <p>鳥取県被災者住宅再建支援制度は、災害の規模と個々の被害状況に応じて、国、県、市町村の役割分担をしているところであり、小規模修繕については、市町村で対応しているところである。支援制度の拡充については、昨年度10月に行った市町村アンケートでは、大半の市町村が現行制度維持の意向であり、今後市町村から要望があった段階で検討していきたい。</p>
<p>3. 鳥取県に避難している被災者の生活や住宅支援制度の継続。雇用を支援すること。</p>	<p>東日本大震災避難者に対して、避難者交流会の実施、相談窓口の開設等の支援や、生活再建のための支援金の支給、県営住宅等の提供などを引き続き行うことを、当初予算で検討中である。</p> <p>就労支援については、ミドル・シニア仕事ぶらざにおいて、年齢を限定せず、被災者の就職相談に応じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災避難者生活再建支援事業 9, 855千円</li> <li>・東日本大震災避難被災者生活支援金 2, 355千円</li> <li>・被災者向け民間賃貸住宅借上げ事業 888千円</li> </ul>
<p>4. 災害救助法にもとづく応急救助を全額国庫負担で行うよう求めること。被災住宅の応急修理や障害物の除去は、高齢世帯や母子世帯など実際に自力ではできない世帯すべて救助の対象とすることや、特別基準による基準額や適用期間の延長など、現金供与も含めて被災者の状況にみあった全面的な活用ができるよう求めること。</p>	<p>救助期間や資金使途などの制約の撤廃等、被災自治体及び避難者受入自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、全国知事会を通じて国に見直しを要望している。</p>
<p>5. 事前の防災アセスメント導入で、災害の危険を無視した開発行為の規制をすること。経済公立優先でなく防災を重視したまちづくりをすすめる。原形復旧おしつけでなく災害再発防止に必要な改良復旧をすすめること。</p>	<p>開発行為については土砂災害特別警戒区域等、土砂災害が想定される区域での一定の開発規制をしているところであり、「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年12月公布施行）に基づく国土強靱化地域計画（平成27年秋頃策定予定）の中で、土地利用・規制に関する施策として現状評価と対応方針を改めて位置づけることとしている。</p> <p>また、再度災害防止の観点から、平成25年7月15日の豪雨で被災を受けた南部町の赤谷川、寺谷川災害復旧工事のような改良復旧の手法についても積極的に取り入れていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画費 694千円</li> <li>・国土強靱化推進事業 6, 561千円</li> </ul>
<p>6. 公共施設だけでなく、交通やガス・上下水道などライフライン施設、河川堤防、がけ崩れや土石流などの危険箇所、ため池等の調査・点検を行い、結果に基づいて補強や防災対策をすすめること。危険区域の住宅移転と同時に、住宅の補強や擁壁設置費用の自己負担軽減を一層はかること。</p>	<p>道路・河川・砂防等の公共施設についてはそれぞれの計画に基づき調査・点検及び補修・補強等を進めているところであるが、「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年12月公布・施行）に基づく、本県の「国土強靱化地域計画」（平成27年秋頃策定予定）の中で重要な施策として位置づけ、更に推進を図っていくとともに、交通やガスなどの民間施設についても、事業者の協力をいただきながら、国土強靱化地域計画の中で施策の基本的な方向性を盛り込んで行く予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化推進事業 6, 561千円</li> </ul>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	<p>また、土砂災害特別警戒区域の住宅移転については、国の「がけ地近接等危険住宅移転事業」により危険住宅の除却等に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設等に要する経費（借入金の利子相当額に限る）について補助される（補助割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）。平成26年11月時点で8市町がこの補助事業を実施しており、実施市町村の拡大に取り組むとともに、市町村と連携してPRを行い活用促進を図りたい。</p> <p>また、住宅の補強や擁壁設置にあたっては、県の「土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業」により構造補強に係る費用について補助している。当該制度は、平成26年度に制度改正しており、現在まで2件の利用実績がある。土砂災害特別警戒区域の指定促進を図るなか、制度利用対象の住宅数は増加するものと考えられるが、今後利用実績を積み重ねるなかで改善すべき点があれば、必要に応じ検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物耐震化総合支援事業 195,068千円のうち がけ近事業 10,035千円</li> <li>・土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業 3,000千円</li> </ul>
<p>7. 市町村（広域）消防体制は、せめて国基準まで体制を整備すること。高齢者や障がい者、住民の安全な避難ができるように、特に要避難支援者の個別避難計画をつくり訓練をすること。</p>	<p>市町村の広域消防の体制整備については、地方交付税措置がされているところであり、各市町村や消防局の責任において消防体制の整備に努めることが基本である。県では消防学校における消防職員の教育訓練や平成27年度には消防防災ヘリコプターを更新し、機能強化を図ることとしており、市町村の広域消防の支援を行っている。</p>
<p>【原発・エネルギー】</p>	
<p>1. 原発ゼロの日本を目指して、原発を重要なベースロード電源とし、再稼働をすすめるといし「エネルギー基本計画」の閣議決定の撤回を求めること。</p>	<p>平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画については、国がエネルギー政策を進める上で、法律に基づき策定し、国会等の審議を経て決定されたもので、改めて撤回を求めることは考えていない。</p>
<p>2. 福島原発の原因究明もないまま設定された新規制基準は世界最高水準の安全基準ではなく安倍総理自身も規制庁も100%安全ではないとしている。過酷事故への対策は部分的で、活断層があっても表面に出ていなければよしとするなど不十分なものです。そして避難計画は自治体まかせで、避難計画がなくても「安全」だとしています。島根原発の新規制基準の適合性審査の撤回を求めること。</p>	<p>原子力発電所については、安全が第一である。</p> <p>現在島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査が行われており、安全協定に基づく中国電力からの事前報告に対する最終的な意見は留保した上での回答（平成25年12月17日）やその後の国要望等において、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること、審査内容や審査結果について鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと等を中国電力や国に強く求めている。</p> <p>※H27年1月9日、H26年11月20日、7月28日、7月9日、H25年12月18日・19日ほか 国要望</p>
<p>3. 島根原発1号機、2号機の運転停止と廃炉、3号機の稼働中止を求めること。2号機プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>原子力発電所については、安全が第一である。</p> <p>現在島根原子力発電所2号機に係る新規制基準の適合性確認審査が行われており、安全協定に基づく中国電力からの事前報告に対する最終的な意見は留保した上での回答（平成25年12月17日）やその後の国要望等において、周辺地域への影響防止の観点からも厳格に審査すること、審査内容や審査結果について鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと等を中国電力や国に強く求めている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	※H27年1月9日、H26年11月20日、7月28日、7月9日、H25年12月18日・19日ほか 国要望
4. 原発輸出政策の中止を求めること。	我が国では、原子力の資機材や技術を輸出するに当たり、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制や相手国と二国間原子力協定を締結するなど、国管理のもとで実施されていることから、原発輸出政策については、国の責任のもと判断していくべきものと考えている。
5. 島根原発の安全協定は島根県と同等以上とするよう中国電力と粘り強く交渉すること。	<p>平成25年11月21日に中国電力から安全協定に基づき新規規制基準適合申請に関する事前報告（2号機の設置変更許可申請）がなされたことを受け、12月17日に安全協定第6条に基づく事前報告に対する最終的な意見を留保した上で、再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応をすることを求めた。あわせて安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう強く求めたところであり、引き続き、中国電力に改定を繰り返し求めていく。なお、平成25年3月15日、中国電力からの文書で、協定の運用面については、立地自治体と同様であることを文書による回答で確認している。</p> <p>【見直しを求めている内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①計画等の報告（協定第6条）を、「発電所の増設計画等に対する事前了解」へ</li> <li>②核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡（要綱第4条）を、「事前連絡内容に核物質防護情報（輸送日時、経路等詳細情報）を含める。」へ</li> <li>③現地確認（協定第11条）を、「立入調査」へ</li> <li>④立入調査に基づく適切な措置の要求[新設]</li> </ul>
6. エネルギー自給率向上、100%めざした計画を確立すること。再生可能エネルギーの本格的導入、低エネルギー社会の実現で、エネルギーの自給率向上をはかること。	<p>とっとり環境イニシアティブプランにおける再生可能エネルギーの導入目標に対しては、平成26年度末に105%の達成を見込んでおり、着実に導入が進んでいる。次期プランにおけるエネルギーシフトの取組についても、引き続き再生可能エネルギーの導入を推進して、化石燃料へのエネルギー依存度の低減やエネルギー自給率の向上を図る積極的な目標設定を考えたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型エネルギー設備導入推進事業 214,735千円</li> <li>・エネルギーシフト加速化事業 120,720千円</li> <li>・地域エネルギー資源活用支援事業 72,290千円</li> </ul>
7. 日本政府の京都議定書からの撤退は不当であるが、気候変動枠組条約にもとづき先進国として温室効果ガス排出削減の義務がある。自然エネルギー11%はドイツの22%に比べても低い。計画的な再生可能エネルギーの導入し、地元の中小企業の仕事や雇用にむすびつけること。	<p>再生可能エネルギーの導入については、太陽光発電を牽引役として再生可能エネルギーの導入が進んでいる。このことによって、電気工事や建設業などで発電システムの設置工事や施設工事などで受注があり、地元中小企業の活動に寄与したものと考えている。</p> <p>今後、木質バイオマス、地中熱や小水力などの再生可能エネルギーの導入が期待されることから、県内経済に貢献するよう事業を進めていきたい。</p>
8. 再生可能エネルギーの開発にあたっては、事業者には環境保全や住民の健康・安全に係るルールをつくり規制をすること。事業の立案及び計画の段階から情報を公開し、事業者、自治体、住民、自然保護関係者、専門家など広く利害関係者を交え、その地域の環境維持と地域経済への貢献	<p>風力発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーの開発においても、人の健康・安全や環境に重大な影響を与えるおそれがある事業に対しては、既に国や県の法令・条例等により環境アセスメント手続きや排出基準等の規制・基準が適用されている。まずは、それら一連の規制・基準を確実に遵守させることにより、県民の健康・安全や環境を守っていき、さらに必要な手続きについてはその都度検討していくべきものと考えている。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>にふさわしいものとなるよう、条例・ルールをつくり、環境基準、環境アセスメントの手続きの中に組み込んでいくことが必要。</p>	
<p>9. 九州電力が太陽光発電の新規買い取り拒否をし、他の電力会社でも同様の事態が起きている。各電力会社・中国電力に受け入れ可能量を情報公開させ、検証を求めること。WWFジャパンのシミュレーションでは、九州電力は受け入れ可能とし、政府の審議会の小委員会が行っている試算では、再生可能エネルギーの稼働率を高めに試算し、原発の稼働率も高めに計算し、再生可能エネルギーの買入れ契約の設置量を少なく見積もっています。スペインでは、15分単位の気象予報、12秒単位の風力発電データ等統一的な調整で、再生可能エネルギーを大量に取り入れている。この例に倣って、調整・運用のシステムを構築すること。</p>	<p>中国電力等電力各社は、受入可能量等を国のワーキンググループで検証され、現在公開しており、中国電力においては受入可能量が残されていることが分かった。今後、国は再生可能エネルギーの受入を拡大し、導入が促進するように制度や運用の見直しを進めることになっているので、その動向を見据えて、必要ならば国や中国電力に対して働きかけていきたい。</p>
<p>10. 自然エネルギーの送電線の建設を国がイニシアティブを発揮するよう求め、9電力会社の地域割りを超えて整備するよう。</p>	<p>国は電力システム改革を進めると同時に、再生可能エネルギーの受入量を拡大するように、広域連系や地域間連系の強化などを行っているところである。これら動向を注視するとともに、必要ならば国が主体的に送電線の強化をするように働きかけていきたい。</p>
<p>11. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、電気料金に上乗せ徴収が財源となっています。事業者の計画や実態を国民に明らかにし、既に電気料金として徴収され、原発に使われている電源開発促進税を活用して、電気料金の軽減を図ること。家庭用太陽光発電の国の補助率を抜本的に引き上げ、県助成の拡大すること。</p>	<p>固定価格買取制度に関しては、制度の見直しがなされているところである。その中で事業者の情報公開が拡充されることに期待している。現在、固定価格買取制度や買取価格は検討されているところであり、国民負担の増大を抑えつつ再生可能エネルギーの最大限に導入を行われる方向か注視して行きたい。家庭用の太陽光発電に関しては、省エネ効果のインセンティブもあり、今後も着実に導入を推進されるものとして、市町村と連携した導入補助を継続して取組んでいきたい。</p> <p>・地域型エネルギー設備導入推進事業（太陽光発電導入事業補助金） 160, 270千円</p>
<p>12. バイオ燃料は自然エネルギーの重要な柱であるが、食糧需要と競合しない植物資源に限定し、地産地消、新たな環境破壊を起こさないためのガイドラインを設定すること。</p>	<p>国は、エネルギー供給構造高度化法に基づき、食料競合や生物多様性への配慮等の持続可能性基準を設けており、事業者は、この基準に適合したバイオ燃料を導入することとしている。現在、県内においてバイオ燃料の石油精製業者が不在であることもあり、県として独自にガイドライン等を設定することは考えていない。</p>
<p>13. 昨年6月の電気事業法改正で、発送配電一体体制から発電・送電・小売りの分離は当然だが、巨大独占発電事業者が届出制となり、原発の付加金が見えなくなり、公聴会廃止で、ブラックボックスができてしまった。消費者の選択肢の拡大のためにも、情報の全面公開と両立させることのできる電力システムの制度設計、国民に開かれた公正な市場と競争条件の整備をすすめること。独立した民主的規制</p>	<p>電力システム改革の進捗については、国の総合資源エネルギー調査会等の審議会や国会における関連法案の成立等を通じて広く国民的議論が進むことが期待される。</p> <p>県では、今後も再生可能エネルギーの導入を推進して、化石燃料へのエネルギー依存度の低減やエネルギー自給率の向上を図るよう取組んでいきたい。</p> <p>・地域型エネルギー設備導入推進事業 214, 735千円  ・エネルギーシフト加速化事業 120, 720千円  ・地域エネルギー資源活用支援事業 72, 290千円</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>機関の創設による国民的監視の強化をはかることが、電力大企業の民主的規制と再生エネルギーの推進、地域への還元につながる。</p>	
<p><b>【環境】</b></p>	
<p>1. 日本は2009年日米共同メッセージで2050年までに温室効果ガスを80%削減するとしており、NGOが2030年までに日本が野心的に温室効果ガスを1990年比で40から50%削減すべきと主張しているのは当然である。1990年比2020年25%削減の中期目標達成にむけて、国の役割を求めると同時に、鳥取県も同様の目標値設定で、再生エネルギー推進をはかりながら実現にせまること。更に2030年までに45%削減をめざすこと。</p>	<p>政府は、2009年9月の国連気候変動サミットにおいて、2020年までに1990年比で25%削減という中期目標を表明。本県においても、2020年度までに25%削減(1990年度比)と高い目標を掲げた「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定。国が推進している再生可能エネルギー導入拡大を本県も取組んできたところ。来年度以降も太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を一層拡大させ、家庭や事業所での省エネ・節電の推進、モーダルシフト(自転車利用促進、次世代自動車普及促進等)の推進など温室効果ガスの排出量の一層の削減に向けて取組んでいきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型エネルギー設備導入推進事業 214,735千円</li> <li>・地域エネルギー資源活用支援事業 72,290千円</li> <li>・次世代自動車普及促進事業 19,840千円</li> <li>・鳥取県バイシクルタウン構想実現化プロジェクト 14,344千円</li> </ul>
<p>2. アスベスト被害の補償をすすめるため、国の認定対象を広げ、救済水準を引き上げるよう求めること。石綿の特例使用が認められている分野を含め早急に全面的な使用禁止を目指すよう求めること。大気汚染防止法改正の趣旨を実効たらしめるため、発注者の責任や立ち入り検査を徹底するなど、県の指導・監督をいっそう強めること。</p>	<p>中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で石綿健康被害救済制度の在り方について調査審議され、平成22年の答申に基づき対象疾病も増加されるなど必要な見直しが行われているところである。</p> <p>この小委員会の審議にあたっては、患者団体や医学の専門家からのヒアリングやパブリックコメントも行うなどされており、十分な検討がされているものと認識しており、県としては要望のように求めていくことは考えていない。</p> <p>また、大気汚染防止法の改正に伴い、鳥取県石綿健康被害防止条例についても、発注者責任の明確化や、飛散の可能性が高い作業については、粉じん測定の義務付けをするなどの改正を行っている。今後とも、解体工事等の現場への立入検査を実施し、石綿健康被害を防止するよう適切な指導を行っていく。</p> <p>なお、労働安全衛生法等では、試験研究目的の石綿分析用試料の譲渡、提供などは規制されていないところであり、今後の法令等の改正に注視していく。</p>
<p>3. 環境を破壊し、多額の税金投入につながる、産廃処分場建設計画を撤回すること。</p>	<p>廃棄物の減量・リサイクルを推進しても、リサイクルできず最終処分を行わなくてはならない廃棄物が残ることから、産業廃棄物最終処分場は県内の豊かな自然環境を保全するとともに零細な中小企業者等を含む県内の産業活動の振興に必要不可欠なものである。</p> <p>県としては県内産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる責務を有しており、(公財)鳥取県環境管理事業センターが行う産業廃棄物最終処分場の整備・運営について、地域住民の安全安心が確保できるよう必要な支援を行っていく。</p>
<p>4. 国府町プレイランド跡地に産廃不法投棄の可能性があ</p>	<p>土地管理者に対し、今後も粘り強く試掘に向けた働き掛けを行っていく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
り、住民と約束した場所の試掘を県の権限を発揮して行うこと。	なお、県では周辺の水質調査を継続して実施しているが、その結果は全て環境基準を満たしており、地元に対しその旨を報告していく。
5. 東部広域の大型ごみ焼却場は、「汚れたプラスチックごみ」を焼却する予定であることが改めて示され、分別によってごみを減量化してきた住民の努力を無にし、ごみの減量化に逆行し、ごみ処理料金の引き上げにも繋がるものである。県の環境影響評価をやり直し、中止を求めること。	<p>プラスチックごみの取扱については、廃棄物処理に係る国の基本方針（H22改訂）で「発生抑制・再生利用を推進し、それでもなお残ったものは、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展等を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である」と示されており、これを基本として、地域の実情や効率性・経済性等を考慮し、市町村において決定されるべきものとする。</p> <p>環境影響評価書については、環境保全の見地からの修正の必要が認められないものの、施設の処理方式等の詳細が未決定であることから、処理方式等決定後の比較検証結果を報告すること、及び事業計画の進捗の節目ごとに環境影響の変化の見込みを報告することなどを内容とする通知を、事業者に対して行っている。</p> <p>今後も、条例の規定と同等の手続きを実施することにより、処理方式等決定後の比較検証結果等を厳正に検証していきたい。</p>
6. 環境アセスメント制度で、「政策の検討段階からの環境アセスメント（戦略的アセスメント）」の完全導入を。	環境影響評価条例を改正（平成25年4月施行）し、事業の位置や規模等を検討する計画立案段階において、環境保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成・公表することを義務化する、いわゆる「戦略的アセスメント制度」を既に導入している。
7. 捕獲だけでなく、野生生物の生息する頭数や状況の把握、森林の保護・管理、野生動物による被害の防止と救済と総合的な取り組みをすすめること。	野生鳥獣の保護と捕獲のバランスを図るため、特定鳥獣保護管理計画に基づき管理目標を設定して適切な個体数管理に努めており、モニタリング調査により生息頭数や増減を推定しながら計画的に捕獲を進めている。また、実の成る木の植栽や竹林整備等の緩衝帯の設置、集団での侵入防止柵の設置など集落ぐるみの対策にも取り組んでいる。現在、鳥獣対策連絡会議を設置して関係機関全体で鳥獣被害対策の3本柱（進入防止柵設置・捕獲対策・周辺環境整備）の実施を進めており、引き続き市町村と連携しながら取組の充実を図っていきたい。
<b>【交通】</b>	
1. 国府町のバス充実、鳥取市内循環のくる梨の充実を求めること。	<p>国府町のバスの充実及び鳥取市内循環バス「くる梨」の充実については、地域に必要な公共交通確保の観点からバス事業者や鳥取市に提案していきたい。</p> <p>・地域バス交通等体系整備支援事業 484,656千円</p>
2. 自動車優先・道路偏重の交通政策とまちづくりが、地域を疲弊させ、人口減少で公共交通の衰退という負のスパイラルを生んでいる。「交通政策基本法」は、「移動権の保障」を盛り込まず、国際競争力強化の高速交通網整備目白押し。「移動権」を明記させること。	交通政策基本法への「移動権」の明記については、今後の国の動きを注視していきたい。
3. 河原インター付近の福和田地区出入口に信号機設置、減速表示をすること。	引き続き、現地の交通状況等を見ながら、安全対策について検討する。
4. 免許センターが新設されるが、付近は住宅地であり、	免許センターの移転先については、わかば保育園を含む区域を30km/h規制とするゾーン30の

要望項目	左に対する対応方針等
わかば保育園がある。保育園付近は交通規制と信号機を設置すること。	取組と併せて路側帯の拡幅、カラー舗装等の安全対策を実施したところであり、免許センターの入口となる県道交差点についても、定周期式信号機を設置する予定である。 ・交通安全施設整備費（信号機等整備事業） 1, 141, 704千円
5. 福祉・介護タクシーの助成制度を創設すること。	福祉・介護タクシーの利用に対する助成は、地域の実情に応じて市町村事業として実施されるものであり、県が助成制度を創設することは考えていない。
6. スカイマークの撤退が表明され、米子空港の駐車場整備の再検討をすること。	今後のスカイマークの状況や航空需要動向、駐車場の利用状況を見ながら必要なものについて対応していく。
<b>【住宅・マンション】</b>	
1. 住まいを人権として位置付けること。持家優先政策のもと、持ち家61%、民間賃貸住宅27%、公的住宅6%。公が市場の補完と位置付けられ、「住生活基本法」には、セーフティーネットは明記されたが、居住の権利は明記されていない。権利を明確にした条例を制定し、県営住宅の増床及び民間住宅借り上げも含めた県営住宅の増床計画をもつこと。失業者に対する緊急避難住宅戸数を増やすこと。入居収入水準の引き上げて入居対象者を広げること。子どもへの入居継承を認めること。生活保護世帯の保証人制度を廃止すること。	人口・世帯数の減少に伴い、10年以内には公営住宅の戸数が入居対象とする住宅に困窮する世帯数を上回ることが予測され、さらに民間賃貸住宅の空き家が1万7千戸存在することを踏まえると県営住宅を増設する状況にないと考えている。 離職者向けの住宅には、建替え等のため政策的に空き家としている県営住宅を提供し、目的外使用許可をしているが、離職者から入居希望があれば全て対応できており、戸数が不足している状況にはない。 県営住宅の応募者のほとんどが、収入分位が一番低い所得階層（収入月額10万4千円以下）であり、住宅に困窮する低所得者向け賃貸住宅の役割を果たしていることから、入居収入基準の引上げは考えていない。 子どもへの入居承継は、優先入居の基準を満たす場合に認めているが、それ以外の世襲的な入居継承は、真に住宅に困窮する低額な所得の方の入居が阻害されるため、要件の緩和については考えていない。 県営住宅では、入居に当たり、家賃等の滞納のほか、入居者による迷惑行為（保管義務違反）への対応の観点から連帯保証人を求めているところであり、県営住宅の健全な管理運営を行うためにも、現行の取扱を引続き実施する。
2. 雇用促進住宅の機能維持と活用を働きかけること。	雇用促進住宅（県内9カ所）は、国の方針により平成33年度までに譲渡・廃止することが決定されているが、急激に雇用情勢が悪化した場合等には、国に対して既存施設を有効活用することを求めている。
3. 低所得者や、若者や子育て世代への民間賃貸住宅への家賃助成をすること。	高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対しては、鳥取県あんしん賃貸支援事業により相談員が住宅相談を受け、民間賃貸住宅に入居できるよう支援を行っている。 また、県営住宅では、低所得者世帯及び子育て世帯は、優先入居の対象世帯であるとともに、収入状況により県営住宅家賃の減免を実施しているため、新たに低所得者、若者や子育て世代全般を対象とする民間賃貸住宅への家賃助成制度の創設は考えていない。
4. 耐震診断・改修費への助成を更に嵩上げすること。	助成費の嵩上げは市町村にも財政的負担を伴うものであることから、まずは低コストで簡易な改修工法の普及、活用など、他県において耐震化が進んでいる事例も参考にし、出来るだけ耐震化が進む

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>方策を市町村と相談していきたい。</p> <p>・住宅・建築物耐震化総合支援事業 195,068千円</p>
<p><b>【地域活性化・地方自治・「地方創生」問題】</b></p>	
<p>1. 人口減少などの地方の衰退は、政府がすすめてきた輸入自由化などの政策で農林水産業や地場産業など地域経済が壊され、大店法廃止などによる商店街への打撃、国際競争力強化による「都市再生」推進で一極集中を加速してきたことが原因である。小泉政権の「三位一体改革」で3兆円の地方交付税が減額され、「平成の大合併」で市町村が減少し、旧市町村地域の拠点が維持できなくなるなど、住民サービスは後退し地域経済も大きな打撃を受けた。その反省もなく、自公政権は「地方創生」と言っているが、そこには新たに「周辺」部を切り捨てていく地方再編の方向性が示されている。安倍政権は「新たな広域連携」制度として、「地方中核拠点都市」とその周辺市町村との連携や、条件不利地域と都道府県との連携、三大都市圏における市町村間の水平的連携、地域での基幹集落への集約が想定されている。これらは、「周辺」市町村にある文化施設、図書館、福祉施設など公共施設や行政サービスの拠点を「集約化」させることを狙っている。結果的に「周辺」地域は切り捨てられ、地域の疲弊をさらに推し進めるモノと言わざるをえない。総務省が自治体に要請している「公共施設等総合管理計画」の策定でも、市町村広域連携を一層すすめていく観点」での各施設の統廃合をせまり、学校統廃合を促進するなど、「集約化」の名による身近な住民サービスの切り捨てが危惧されます。こうした地方切り捨ての先に、さらなる市町村の再編と道州制導入が狙われている。集約化がすすめば、地方自治法が定めた「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」という地方自治体の役割と能力が奪われ、半人前の自治体が増えてしまう。総務省は、「道州制をすすめることと、分権や地方活性化はすべて同じ流れのなかにはいなければなりません」と述べ、同一線上に道州制を見据えている。この新たな地方切り捨てに反対すること。</p>	<p>地方創生は、東京一極集中を是正するとともに、人口減少に歯止めをかけ、地域に活力を取り戻すことを目的とした取組であり、各自治体が少子化対策や経済雇用対策等について、自ら戦略を立案し、取り組んでいくものである。このため、地方創生の取組が市町村の再編や道州制の導入につながることは考えていない。</p>



要望項目	左に対する対応方針等
<p>2. 同時に、地方が現に取り組んでいる地域興し、雇用創出、住宅リフォーム支援など、定住政策、農林漁業や6次産業化、再生エネルギー導入、子育て支援、若者支援などに、国が支援するよう求めること。</p>	<p>国の平成27年度予算案では、これまで要望してきた雇用機会の創出や人材の育成を図る取組、6次産業化の支援、幼稚園・保育所等の利用者負担の軽減、若者雇用対策の充実など地方創生につながる施策が多く盛り込まれているところ。 引き続き、関係者の意見も伺いながら地方創生につながる取組に対する国の支援について要望を行っていく。</p>
<p>3. 地方交付税は、リーマンショック時の「上乗せ措置」の削減廃止の中止を求め、せめて「三位一体改革」以前にもどし、さらなる拡充を求めること。人件費削減などの成果主義的制度「地域の元気創造事業」など地方交付税制度の変質をもたらす制度の改善を求めること。</p>	<p>地方財政対策については、まち・ひと・しごと創生事業費の創設などにより、交付税総額の確保に一定の配慮はしていただいたが、今後も、引き続き交付税総額の充実を訴えていきたい。</p>
<p>4. 道州制の導入に断固反対すること。</p>	<p>道州制は、国と地方のあり方、統治機構のあり方を抜本的に変えるものであり、国民的議論が必要である。単なる数合わせの都道府県合併とならないよう、今後も国の動きを注視し、必要に応じて国に対して意見を述べていきたい。</p>
<b>【県行政・県政運営・県民参画・公務員制度改革】</b>	
<p>1. 委託費等への消費税増税分を上乗せすること。</p>	<p>所要経費は適切に積算しており、必要に応じて今後も精査していく。</p>
<p>2. 指定管理者制度で、労働者の賃金状況を報告させ、低賃金を規制すること。</p>	<p>平成26年度から指定管理者の職員に係る雇用条件や雇用実績を毎年度報告させることとしている。</p>
<p>3. NPO関係</p>	
<p>①国は法人税減税財源として認定NPO法人への優遇税制措置を削減する動きがあるNPOの社会的役割・意義を評価し、自主性を尊重しつつ行政と多面的な協力関係を確立するとともに優遇税制措置削減の中止を求めること。</p>	<p>NPOと協働することにより県民のニーズに合ったサービスを提供することが可能となることから、各施策の検討段階から事業の実施段階まで、様々な場面における連携について、職員研修やガイドラインの周知によりNPOを県政のパートナーとする認識を共有し、一般財団法人とっとり県民活動活性化センターとともに協働を進めていく。 認定NPO法人への税制上の優遇措置については、制度のあり方について引き続き検討を行うこととされたため、今後の検討状況を注視する。</p>
<p>②NPOには任意団体やNPO法人、認定NPO法人があるが、その多くが資金やスタッフの確保、組織運営、活動場所、交流場所等に苦勞している。事務局経費の補助など自由度・柔軟度の高い補助・助成を拡充すること。</p>	<p>一般財団法人とっとり県民活動活性化センターでは、NPOに対して行政及び民間の各種助成金情報をメールにより毎月配信している。今後も引き続き情報提供を行い、助成金の活用を働きかけていく。 また、一般財団法人とっとり県民活動活性化センターに資金調達に関する講座の開催を委託し、NPOの継続的な活動を支援する。 とっとり県民活動活性化センター事業（NPO組織基盤強化事業） 715千円</p>
<p>③NPOの活動場所として公的施設を備品も含めて無料・定額で利用できるようにし、空店舗の借り上げ・空き教室</p>	<p>NPOの活動場所については、一般財団法人とっとり県民活動活性化センターにおいて会議スペース及び備品の貸し出しを無料で行っているところであるが、他施設も含め、各団体に対し利用可能な</p>

要望項目	左に対する対応方針等
の活用など活動場所の提供をすすめること。	活動場所について情報提供を行っていく。
4. 県の臨時・非常勤職員の上限5年の契約更新制度は使い捨てである。真に必要な労働であるならば、使い捨てでなく一定期間の更新後には正規雇用にすること。正職員募集の際には、これまでの働きを認めて募集機会を優先的に与えること。また、賃金を引き上げ、正規職員と均等待遇とすること。	正規職員の採用については、地方公務員制度に基づき、臨時・非常勤職員の方を一定期間の更新後に採用したり、募集機会を優先的に与えることは禁止されている。また、臨時・非常勤職員の給与については、正規職員との均衡や他県の状況等を考慮して水準を設定している。
5. 癒着の疑義が生じるため、県の退職幹部は、あつせんでない天降りであっても禁止すること。	県を退職した職員の能力の活用や職業選択の自由などの観点から、退職職員の県出資法人等への就職を一律に禁止することは適当ではないと考えている。 一方で、退職職員の再就職については、県民から誤解や疑念を抱かれないよう、人材バンク（退職予定者人材情報登録制度）を設けて、透明性を確保することとしている。
6. 本来公務員は、住民全体の奉仕者であって、上司の顔色をうかがいながら仕事をするものではない。上司による職員評価を手当に結びつけることはやめること。	地方公務員法の規定により、人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。
7. 月100時間を超える過労死ラインに至る過重労働の職員が出ている。これ以上の県職員の削減は中止し、必要な部署の職員を増員すること。	スリムで、効率的な行政体制は県民に求められているものであり、時間外勤務の状況も点検した上で、毎年度、業務内容や業務量を精査し、議会にも組織定数条例をお諮りして必要な人員を配置している。
8. 労働基本権制約の代償期間である人事委員会が、職員給与の引き下げ等を提案していることは重大な事態である。公務員の労働基本権を回復させること。	地域民間給与との均衡等を勘案して行う人事委員会の給与に関する勧告及び公務員の労働基本権については、法律により規定されているものである。
9. 全国公民館研究集会の県の予算支援は、「まんが王国」の予算を使うのではなく、事業にふさわしい補助金制度を創設すること。地方創生といいながら、矛盾した予算付けである。	平成27年10月に鳥取市で開催される「第37回全国公民館研究大会」の大会運営に対する開催支援について当初予算において検討している。 ・ 県市町村社会教育振興事業（全国公民館研究集会への支援） 1, 100千円
<b>【安全保障・基地・自衛隊】</b>	
1. 米軍とオスプレイの飛行訓練の中止を求め、騒音測定器設置を引き続きもとめること。	県民から米軍機の低空飛行に伴う苦情等があった場合、県は外務省にその都度、米軍に対し低空飛行訓練の中止等適切な措置を要請するよう依頼している。 また、騒音測定器については国の責任において設置し、実態の把握に当たるよう、今後も引き続き要望していく。
2. 米軍低空飛行を激化させる、岩国基地への厚木基地空母艦載機部隊の移転に反対すること。	防衛・外交に関する事項は国の専権事項であり、岩国基地への厚木基地空母艦載機部隊の移転は、日米両政府間で合意された在日米軍再編計画によるものである。
3. 美保基地への大型輸送機配備の中止を求めること。米軍の利用に反対すること。	美保基地へのC-2輸送機の配備は、美保基地に現在配備されているC-1輸送機の耐用命数が迫っていることからC-2輸送機へ機種変更を行うものであり、機種変更にあたっては自衛隊航空機の

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
	安全運航に万全を期すことなどを条件に変更を了承しているところである。